

第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計から見る佐久市の状況	3
2 ニーズ調査結果から見る子育ての現状	14
3 子ども・子育てにかかる課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
事業一覧	29
1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上	35
2 多様な子育て支援サービス	41
3 子どもと子育て家庭の健康づくり	54
4 仕事と子育ての両立支援	61
5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援	65
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	80
1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	80
2 量の見込みと確保の方策	82
第6章 計画の推進	109
1 計画の進捗管理	109
2 計画の推進体制	110

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行によって、経済や市場の規模縮小や経済成長率の低下、現役世代の社会保障負担の増加、地域・社会の担い手の減少などが起こり、我が国の社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、子どもや子育て世代を取り巻く環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、絶えず変化しており、児童虐待、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、様々な問題が顕在化してきました。さらに、こうした問題とともに、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっていて、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

それらを受け、国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取組を進めてきました。そして、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の制定に基づき、平成27年に本格的に開始した「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を推進し、量・質の両面から子育てを社会全体で支援することを目指しております。

平成29年には、「子育て安心プラン」を公表し、「待機児童の解消」や「令和3年度末における女性の就業率80%」に対応するため、保育の受け皿を整備することとしています。

また、平成30年には、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策が加速化しており、社会全体が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

佐久市においても、平成27年に「佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

第一期計画が令和元年度末に終了することから、本市の子育て支援のための施策・事業の評価を実施するとともに現状の把握と課題の抽出を行い、令和2年度を始期とする「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

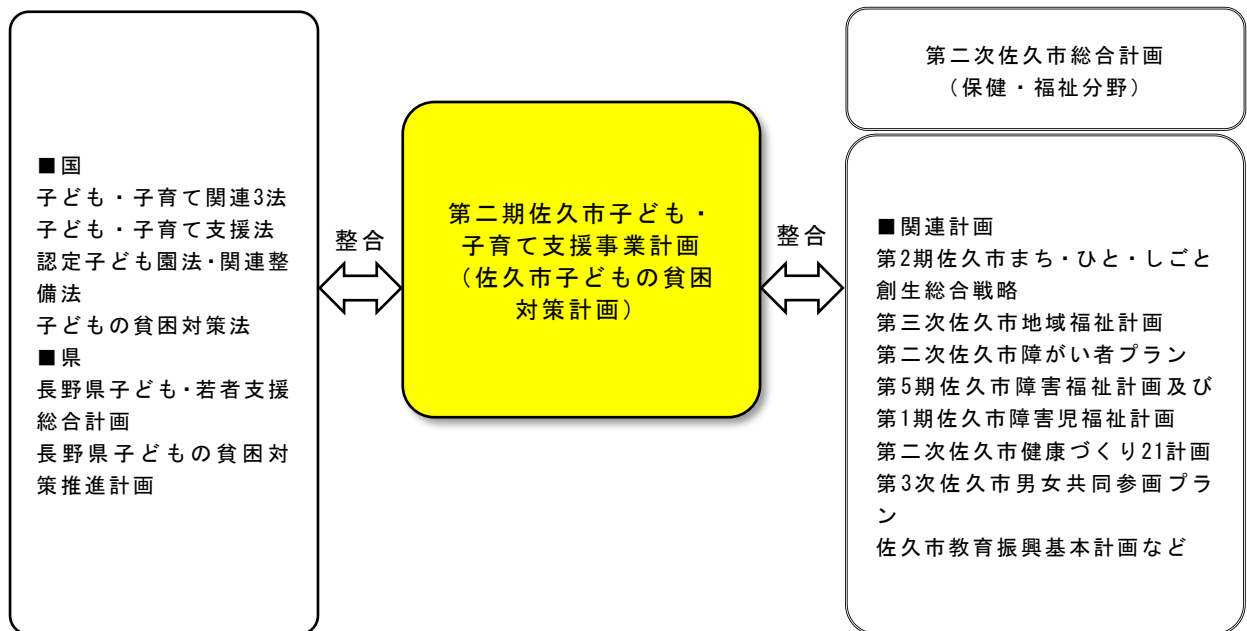
なお、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、令和元年6月には同法律が改正され、子どもの貧困対策について、市町村においても計画策定が努力義務化されたことに伴い、子どもの貧困対策について本計画に盛り込みます。

以上により、第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画は、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、自然に恵まれた佐久の風土を生かし、第一期の理念を継承し、「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」の実現を目指します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「第二次佐久市総合計画」における保健・福祉分野の、少子化対策・母子保健の中核をなす計画として位置付けられます。

また、本市における「母子保健計画」を兼ねる計画であるとともに、「第三次佐久市地域福祉計画」、「佐久市教育振興基本計画」、「第二次佐久市障がい者プラン」、「第二次佐久市健康づくり21計画」等、関連する諸計画と整合を図り策定するものです。



※本計画は、佐久市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)を継承した計画となっています

3 計画期間

本計画の期間は、国の「基本的な指針」に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合、実態が本計画と乖離している場合には、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

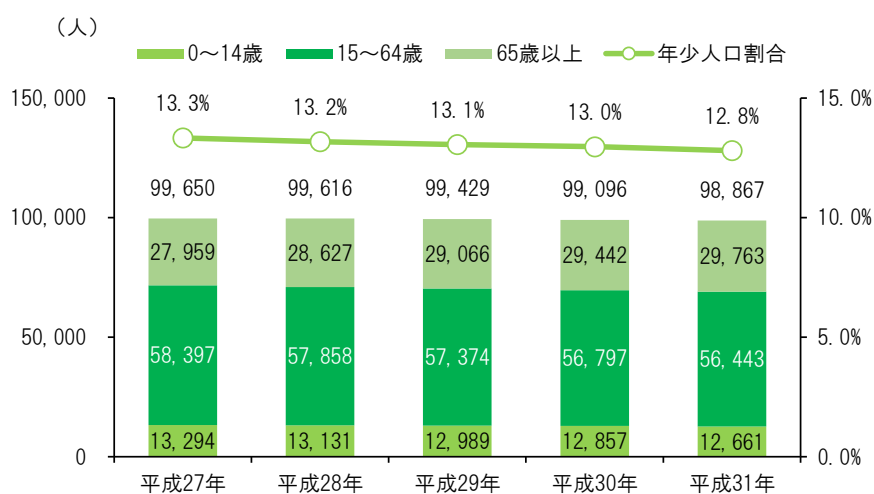
1 統計から見る佐久市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口の推移を見ると、平成27年以降は緩やかな減少傾向にあります。平成27年では99,650人でしたが、平成31年では98,867人と783人が減少しています。

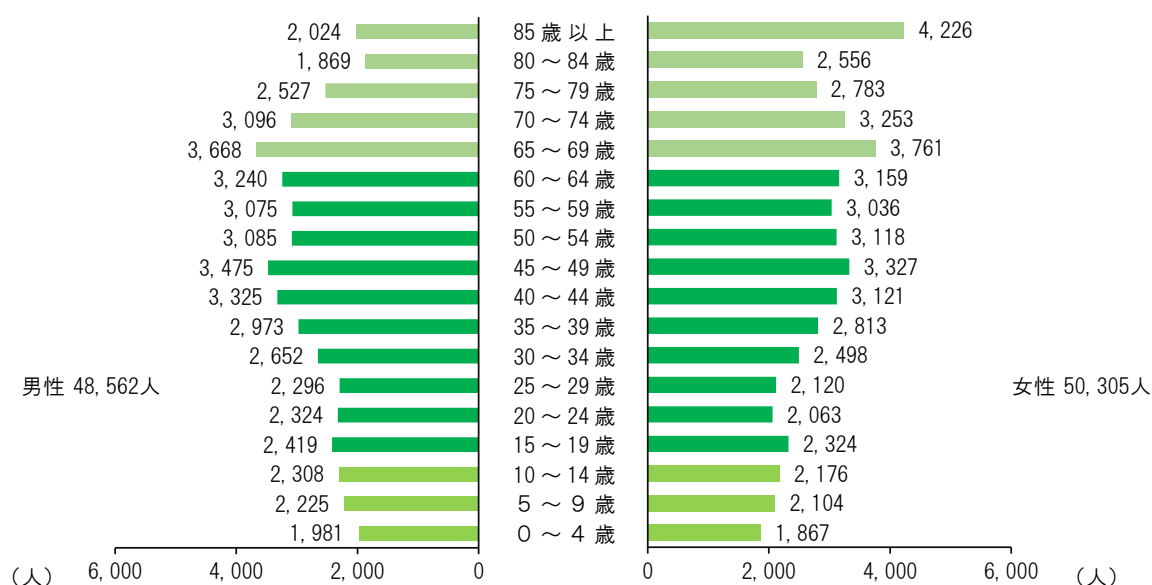
年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳以上は増加傾向にある一方、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあります。

＜本市における総人口並びに年齢3区分別及び年少人口割合の推移＞



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

＜人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）＞

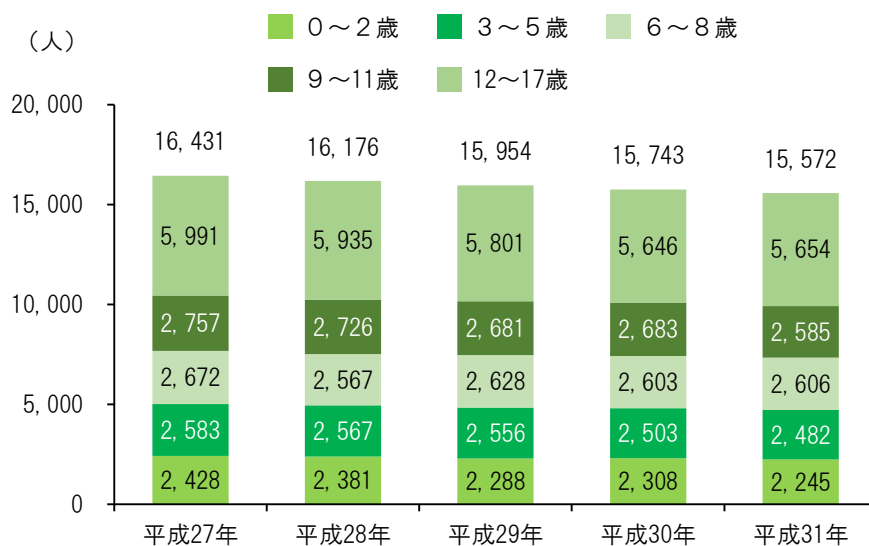


出典：住民基本台帳

（２）子どもの状況

児童数の推移を見ると、平成27年には16,431人、平成31年には15,572人となって平成27年以降は緩やかな減少傾向にあります。

＜18歳未満人口の推移＞



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

＜12歳未満人口の推移＞

（人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	773	742	717	769	686
1歳	830	782	797	741	800
2歳	825	857	774	798	759
3歳	839	824	884	786	815
4歳	907	840	833	883	788
5歳	837	903	839	834	879
6歳	863	834	921	833	836
7歳	872	868	836	929	851
8歳	937	865	871	841	919
9歳	869	930	868	869	844
10歳	920	870	938	868	870
11歳	968	926	875	946	871
合計	10,440	10,241	10,153	10,097	9,918

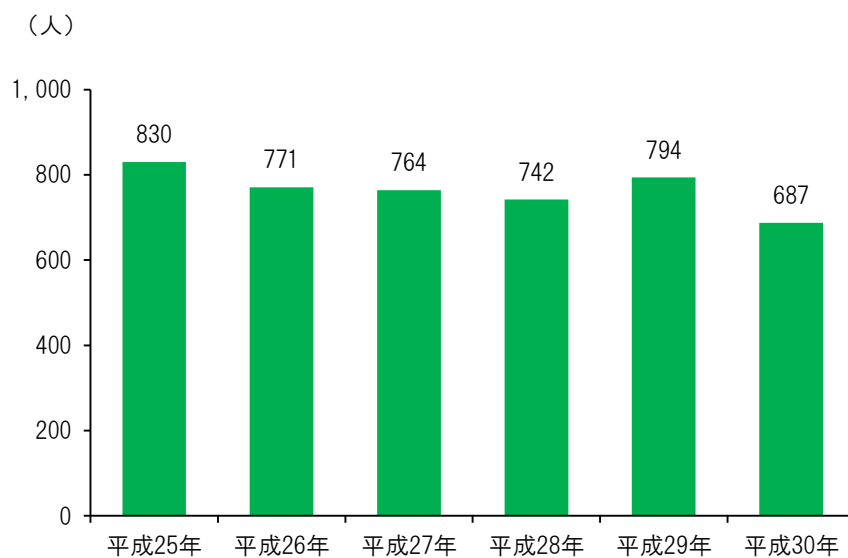
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（３）出生数・出生率の状況

出生数の推移を見ると、平成26～29年は年間700人台で推移していましたが、平成30年は700人台を切りました。

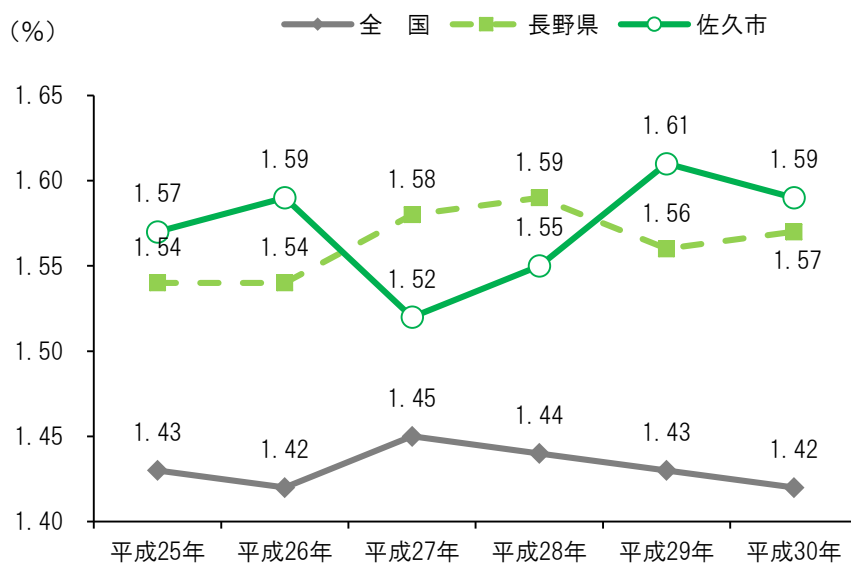
合計特殊出生率※の推移を見ると、平成27年以降は増加傾向にあり、平成29年には1.61となっており、全国平均や長野県平均を上回って推移しています。

＜出生数の推移＞



出典：住民基本台帳（日本人のみ）

＜合計特殊出生率の推移＞



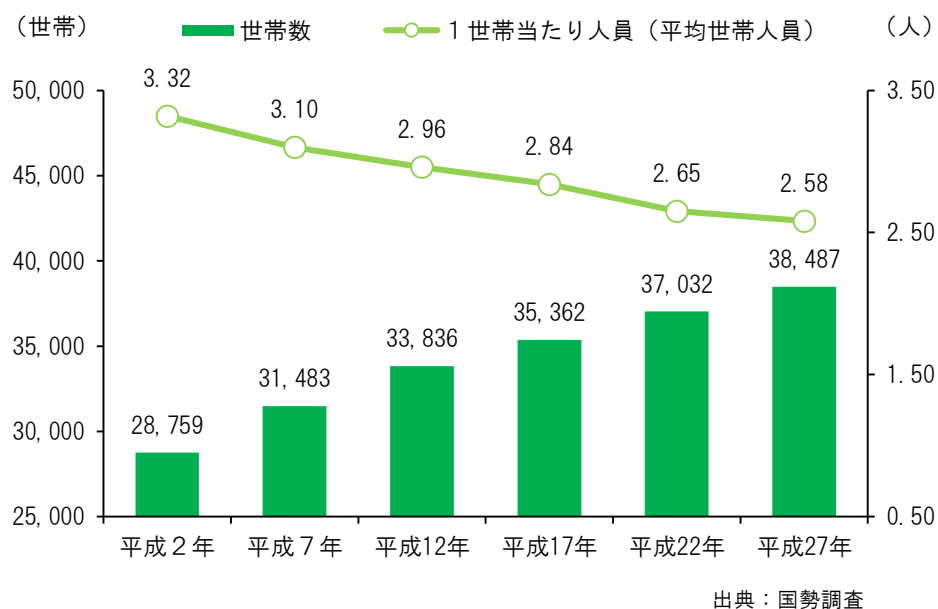
出典：人口動態統計

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

（４）世帯の状況

世帯数の推移を見ると、平成２年以降は増加傾向にあり、平成27年には38,487世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年には2.58人となっています。

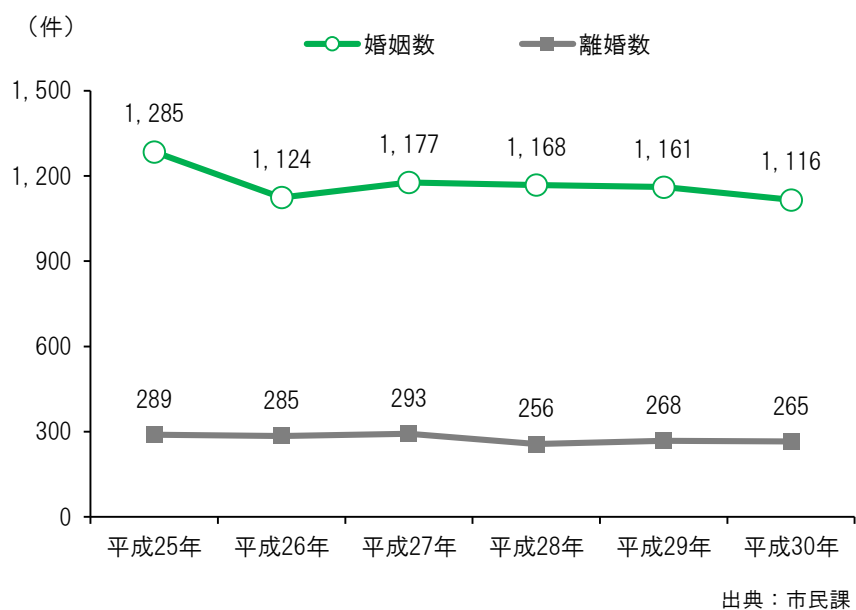
＜世帯数と平均世帯人員の推移＞



（５）婚姻数・離婚数の状況

婚姻数の推移を見ると、平成25年以降は緩やかな減少傾向にあります。離婚数の推移も同様に、緩やかな減少傾向にあります。

＜婚姻数と離婚数の推移＞

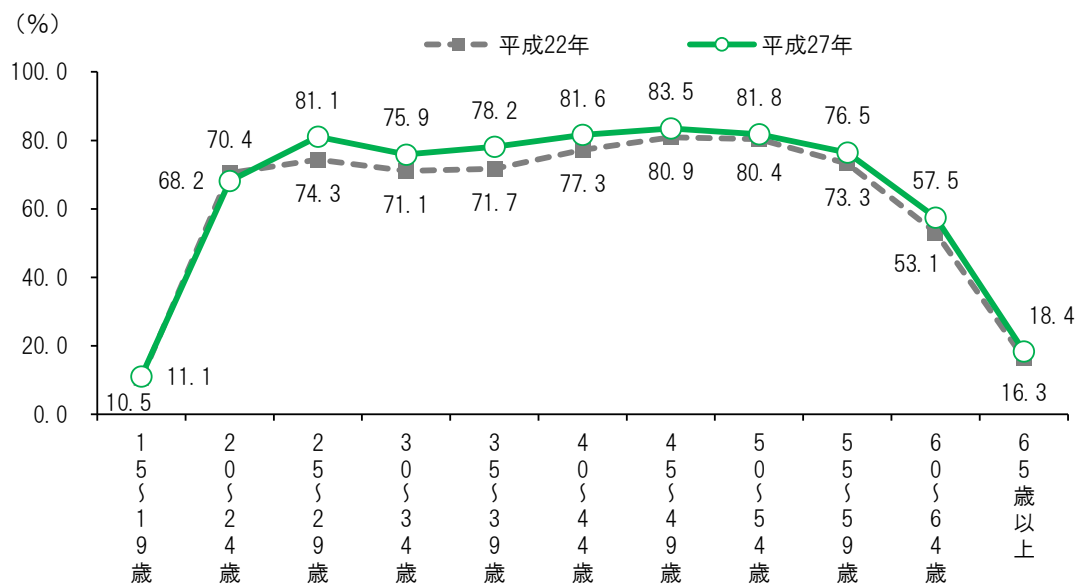


（６）女性の就業率の状況

女性の就業率を平成22年と平成27年で比較すると、20～24歳を除いて平成27年の割合が高くなっています。特に、25～44歳の間で差が大きくなっています。

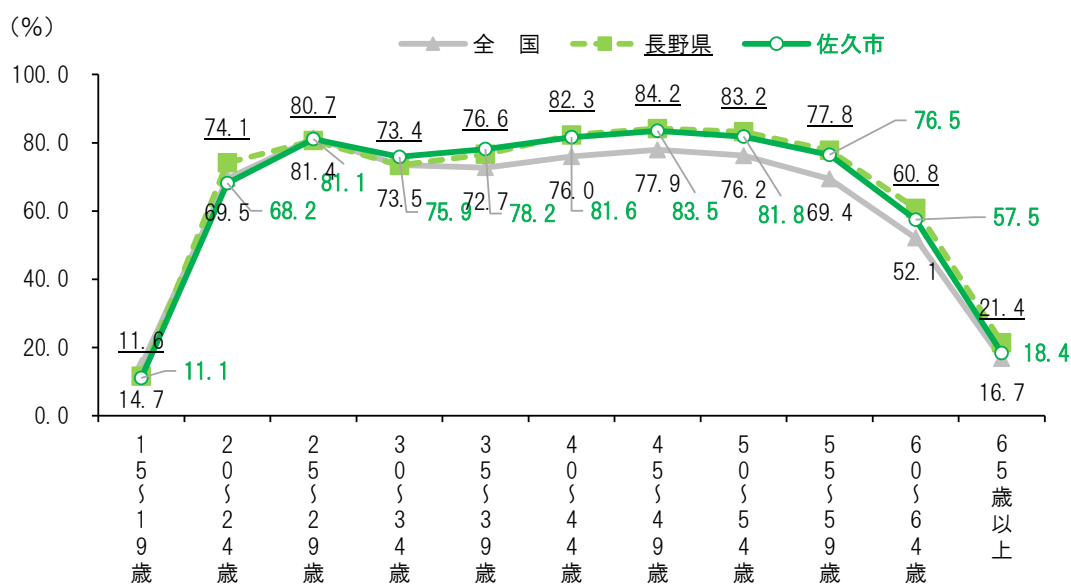
国・長野県と比較すると、30～39歳では国・長野県よりも割合が高くなっています。

＜佐久市女性の就業率の推移＞



出典：国勢調査

＜国・長野県・佐久市の女性の就業率の推移＞



出典：国勢調査(平成27年)

（７）教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の整備状況

市全体では、公立保育所・私立保育所が合わせて24施設、私立幼稚園が6施設となっています。公立・私立保育所の入所児童数と定員の推移を見ると、待機児童がいない状態が続いています。私立幼稚園も定員内の入園児童数となっています。

なお、令和元年度から、私立幼稚園の1園が認定こども園に移行しています。

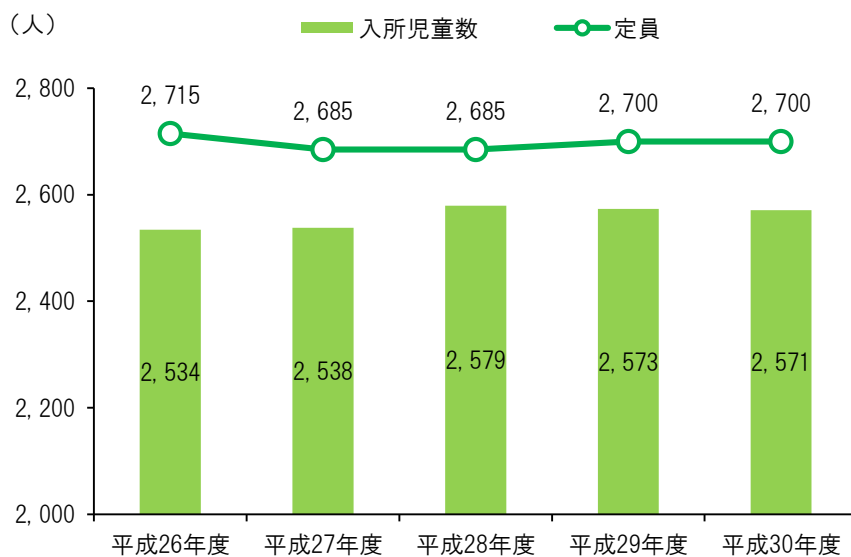
＜教育・保育施設の整備状況＞

単位：箇所、人

種別	施設数	定員	入園入所児童数
私立幼稚園	6	1,140	765
公立保育所	15	2,700	2,571
私立保育所	9		
認定こども園	0		

出典：子育て支援課（平成30年度末日現在）

＜佐久市全体の入所児童数と定員の推移＞



出典：子育て支援課

（８）児童館の利用状況

児童館利用者数の推移を見ると、平成27年度に19館となってからは年間の利用者数が30万人を越え、平成28年度以降は全館１日平均利用者数が1,000人台となっています。

＜児童館利用者数の推移＞

単位：人

	平成 26 年度 (18 館)	平成 27 年度 (19 館)	平成 28 年度 (19 館)	平成 29 年度 (19 館)	平成 30 年度 (19 館)
小学生	277,110	288,516	299,784	314,224	318,558
就学前児童	8,647	8,760	9,258	7,679	6,859
保護者	8,329	7,057	7,527	6,126	5,369
合計	294,086	304,333	316,569	328,029	330,786
全館１日平均利用者数	947	981	1,028	1,024	1,025

出典：子育て支援課

（９）子育て相談の状況

子ども特別対策推進員や児童館長が兼務する家庭児童相談員による家庭児童相談件数の推移は、全ての年度において「性格行動」「障がい」に関することの相談が多い状況となっています。

＜家庭児童相談の延べ件数の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護に関すること (児童虐待・環境的問題)	24	18	7	17	2
保健・健康に関すること	11	15	8	15	4
障がいに関すること	100	104	111	141	82
非行に関すること	0	0	0	0	0
性格行動に関すること	185	168	153	118	211
不登校(園)に関すること	9	8	8	29	41
適性に関すること (学業不振・進学・職業)	0	0	0	3	0
育児・しつけに関すること	4	0	1	14	42
その他	28	18	12	2	26
合計	361	331	300	339	408

出典：子育て支援課

特に、平成27年11月から開始した、子育てなんでも相談室（利用者支援事業）での相談件数は年々増加しています。相談内容を見ると「子どもの発達等」、「家庭内の不安、心配」に関する相談が特に多い状況となっています。

＜子育てなんでも相談室（利用者支援事業）の相談延べ件数の推移＞

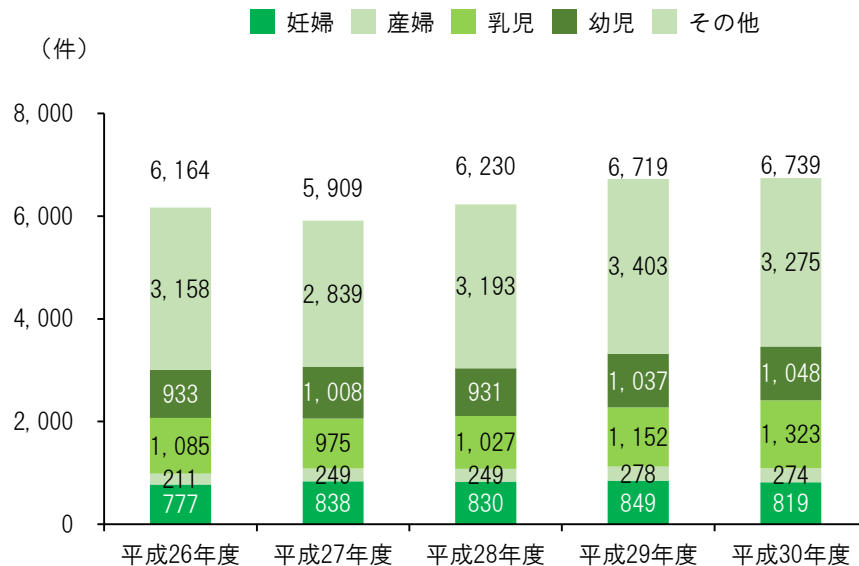
単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもの発達等	22	66	81	100
家庭内の不安、心配	2	26	38	50
地域、利用の場所	1	3	4	6
幼稚園、保育園、学校	7	13	6	12
情報提供	1	23	15	17
その他	0	9	7	7
合計	33	140	151	192

出典：子育て支援課

母子保健相談の延べ相談者数の推移を見ると、平成27年度以降は増加傾向にあり、特に「乳児」に関する相談件数が増加しています。

＜母子保健相談の延べ相談者数の推移＞



出典：健康づくり推進課

(10) 経済的支援の状況

平成29年度から入院・外来ともに助成対象を18歳に達する年度末まで拡大したこともあり、平成30年度の延べ助成件数は16万件近くになっています。

＜子ども医療費助成件数及び助成対象の推移＞

単位：人

	子ども医療費 延べ助成件数 (件)	市助成対象（所得制限なし）	
		入院	外来
平成 26 年度	141,269	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 27 年度	142,844	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 28 年度	146,349	中学校修了まで	中学校修了まで
平成 29 年度	141,087	18歳に達する年度末まで	18歳に達する年度末まで
平成 30 年度	158,744	18歳に達する年度末まで	18歳に達する年度末まで

出典：国保医療課

(11) 母子保健の状況

妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）訪問率の推移を見ると、妊婦一般健康診査の受診率は97%以上、また「届ける支援」として行う乳児家庭全戸訪問事業では対象者であるほとんどの家庭を訪問しています。

＜妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業訪問率の推移＞

年度	妊婦一般健康診査			乳児家庭全戸訪問事業	
	妊娠届出者数 (人)	初回受診票 (初回血液検査) 利用者数	妊婦一般 健康診査 回数 (件)	訪問件数 (件)	訪問率 (%)
平成 26 年度	751	738	15,343	766	97.9
平成 27 年度	787	774	15,961	765	98.1
平成 28 年度	769	752	15,402	753	98.2
平成 29 年度	769	759	16,207	764	99.1
平成 30 年度	747	742	14,747	726	98.1

出典：健康づくり推進課

※ 妊娠届出者数は転入者を除いた数値です。

※ 乳児家庭全戸訪問事業訪問率は、訪問件数/訪問対象件数から算出。

(12) 児童虐待の状況

児童虐待受理件数の推移を見ると、平成28年度以降は子育て支援課での受理件数及び佐久児童相談所での受理件数ともに減少しています。

また、佐久児童相談所相談受付件数（佐久市分）の推移を見ると、直近5年間では平成28年度が最も多くの相談を受け付けています。内訳としては養護相談についての件数が最多となっています。

＜児童虐待受理件数の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援課	18	26	71	61	37
佐久児童相談所（佐久市分）	92	107	138	90	89

出典：子育て支援課

＜佐久児童相談所相談受付件数（佐久市分）の推移＞

相談内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	134	167	194	148	149
障害相談	77	86	68	58	65
非行相談	6	3	12	9	9
育成相談	18	22	12	13	12
その他	15	11	8	7	4
合 計	250	289	294	235	239

出典：佐久児童相談所

(13) ひとり親家庭等の自立支援の状況

児童扶養手当受給者の推移を見ると、平成28年度以降は減少傾向にあります。

＜児童扶養手当受給者の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当年度末受給者数	1,031	1,041	1,072	963	934

出典：子育て支援課

(14) 障がい児支援の状況

佐久市療育支援センター利用実績の推移を見ると、平成28年度以降の利用は減少傾向にあります。

＜佐久市療育支援センター利用実績の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児数	99	108	110	79	61
年間延べ利用児数	1,599	1,574	1,375	839	1,040

出典：福祉課

特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数の推移を見ると、平成26年度以降、精神又は身体に障がいのある児童へ支給する特別児童扶養手当、常時介護を必要とする児童への障害児福祉手当は増加傾向にあります。

＜特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数の推移＞

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別児童扶養手当	282	294	296	322	350
障害児福祉手当	39	40	37	42	45

出典：福祉課

2 ニーズ調査結果から見る子育ての現状

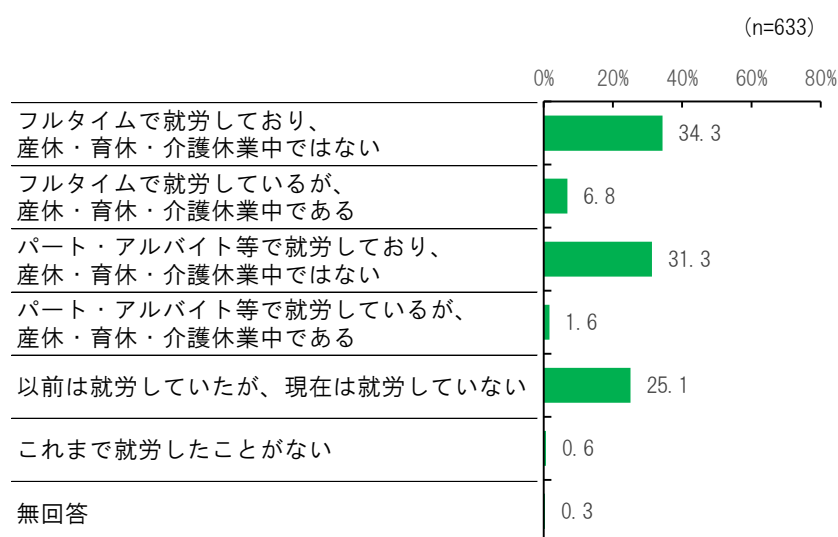
未就学児、就学児の保護者を対象に子育ての状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査を実施しました。

	未就学児調査	就学児童調査
調査対象	市内在住の就学前児童のいる1,000世帯	市内在住の就学児童のいる500世帯
調査方法	郵送配布/郵送回収	
調査期間	平成31年1月7日～平成31年1月21日	
発送数	1,000	500
回収数	639	315
回収率	63.9%	63.0%

(1) 未就学児の母親の就労状況

未就学児の母親の就労状況を見ると、7割近くが子育て中でありながらも働いている状況にあります。

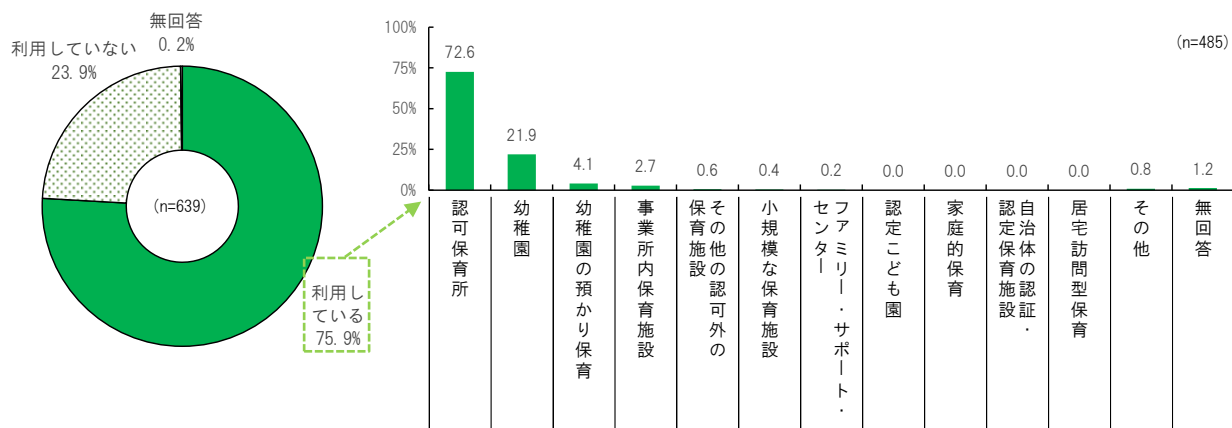
<未就学児の母親の就労状況>



（２）利用している教育・保育事業と今後も利用したい教育・保育事業

利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が最も多く、次に「幼稚園」となっています。

＜教育保育の利用状況と利用している教育・保育事業＞



今後も利用したい教育・保育事業については、「認可保育所」が最も多く、次に「幼稚園」「幼稚園の預かり教育」と続いています。

＜今後も利用したい教育・保育事業＞

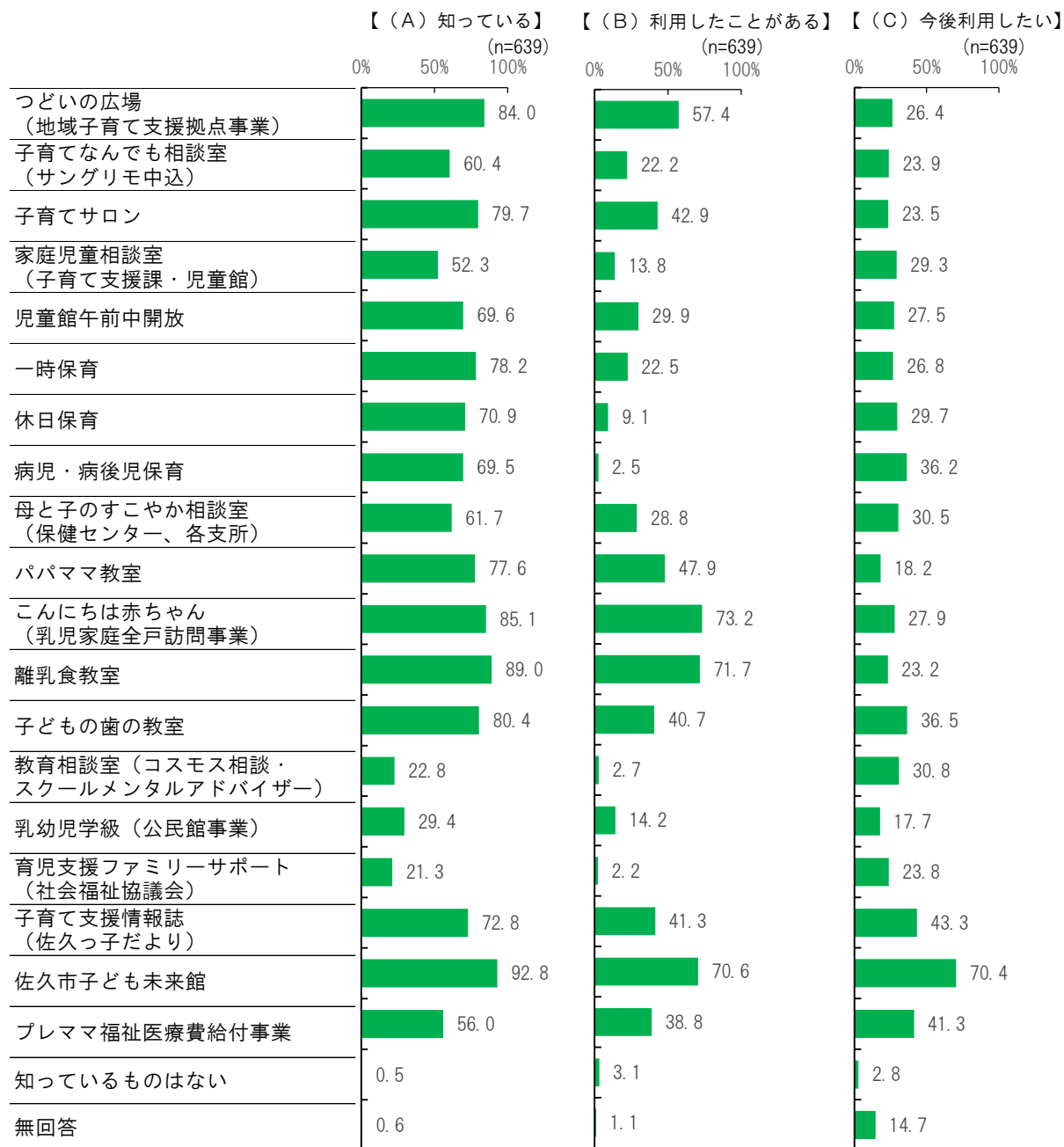


（３）知っている／利用したことがある／今後利用したい子育て支援事業

「佐久市子ども未来館」のほか「離乳食教室」、「こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問事業）」、「つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）」の認知度が高くなっています。

利用したことのあるについては、「こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問事業）」、「離乳食教室」、「佐久市子ども未来館」が多くなっています。

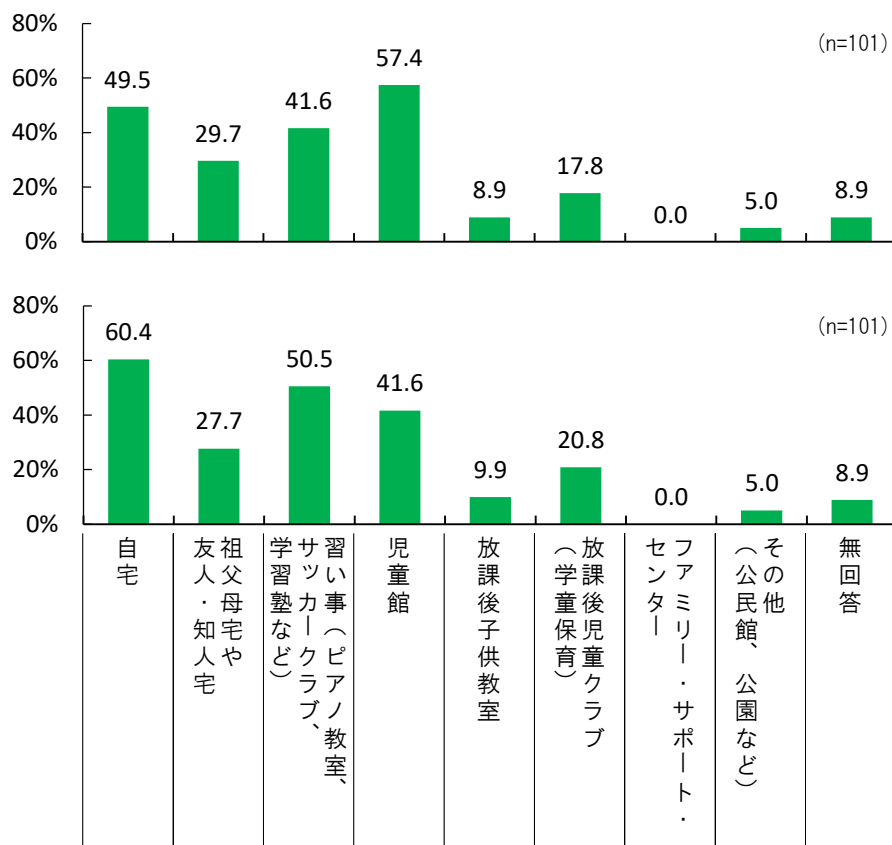
<子育て支援事業の認知度／利用状況／今後の利用意向>



（４）希望する平日の放課後の過ごし方

希望する平日の放課後の過ごし方は、小学校低学年では「児童館」が、小学校高学年では「自宅」がそれぞれ最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっています。

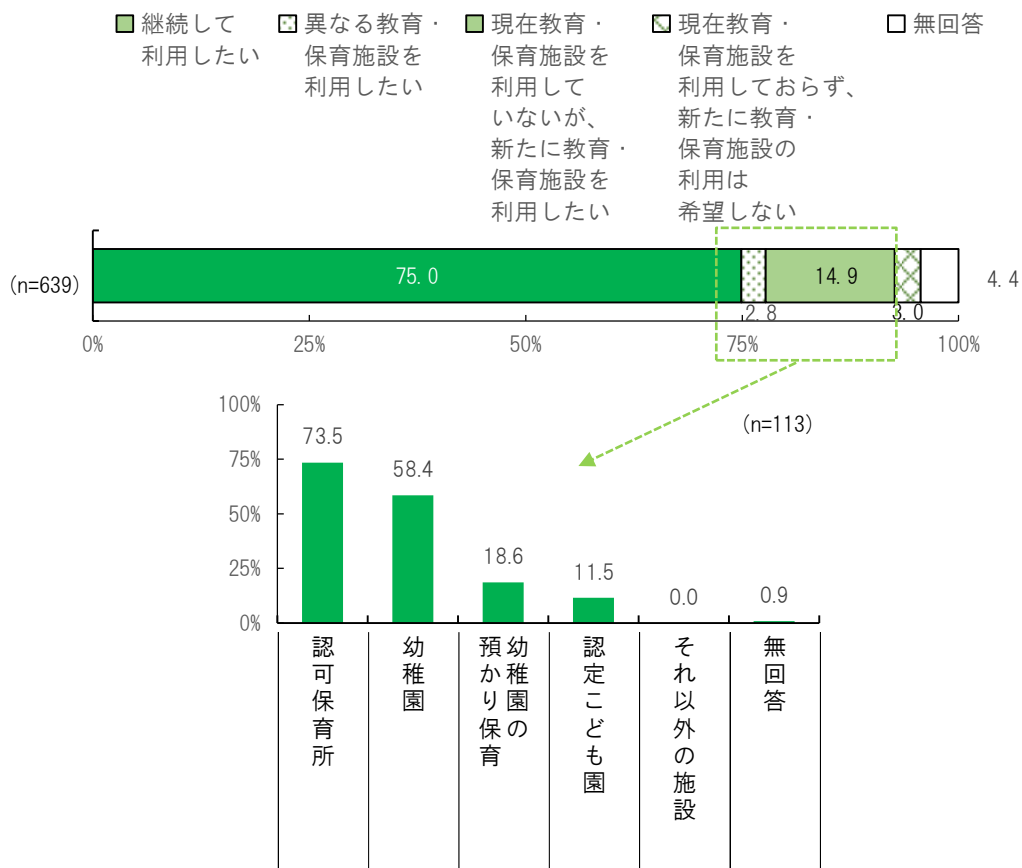
<希望する平日の放課後の過ごし方（上段：小学校低学年／下段：小学校高学年）>



（５）幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望

幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望を見ると、「継続して利用したい」と考えている人が７割以上ですが、新たに施設利用を希望する場合は、「認可保育所」が最も多く、次に「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」となっています。

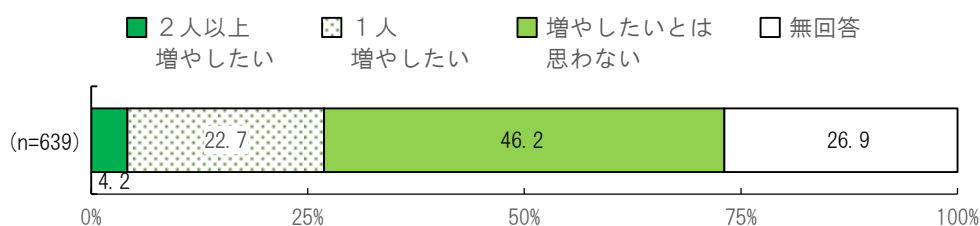
＜幼児教育・保育の無償化実施時の教育・保育施設の利用希望＞



（６）幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向

幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向を見ると、「２人以上増やしたい」、「１人以上増やしたい」と合わせて29.9%となっています。

＜幼児教育・保育の無償化実現時の子どもを増やす意向＞

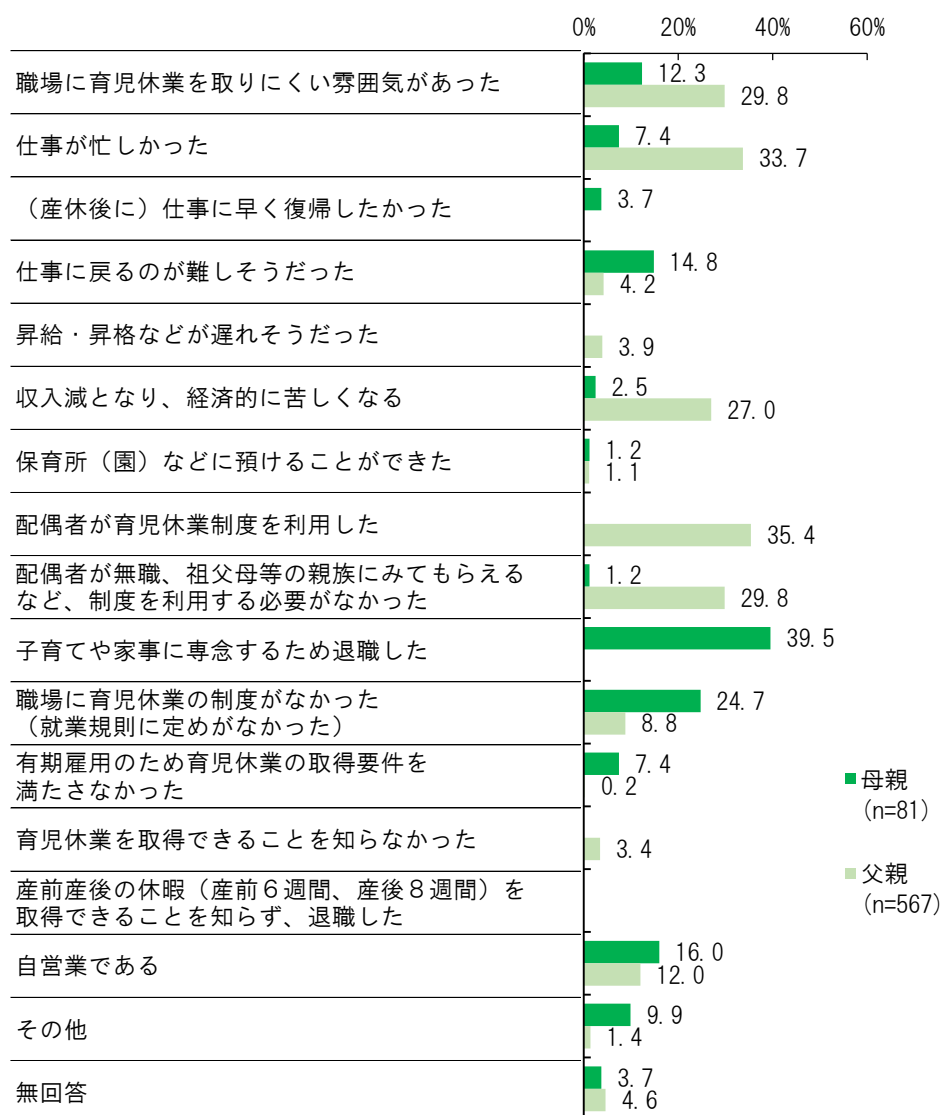
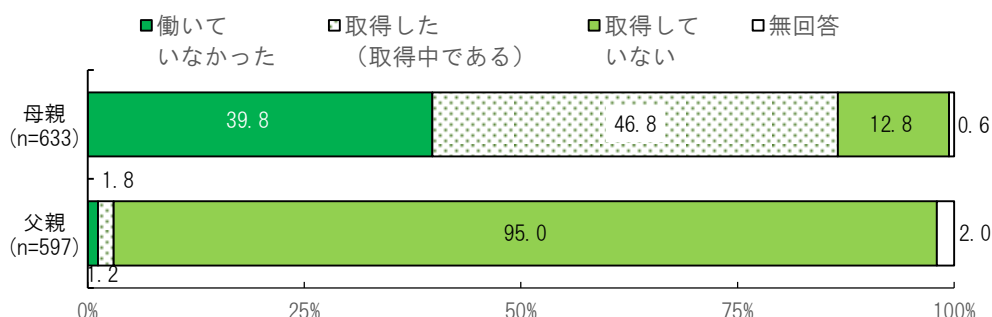


（７）子どもの出生時の育児休業の取得状況

子どもの出生時の育児休業の取得状況を見ると、母親では「取得した（取得中である）」が、父親では「取得していない」がそれぞれ最も多くなっています。

育児休業を取得していない理由を見ると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」がそれぞれ最も多くなっています。

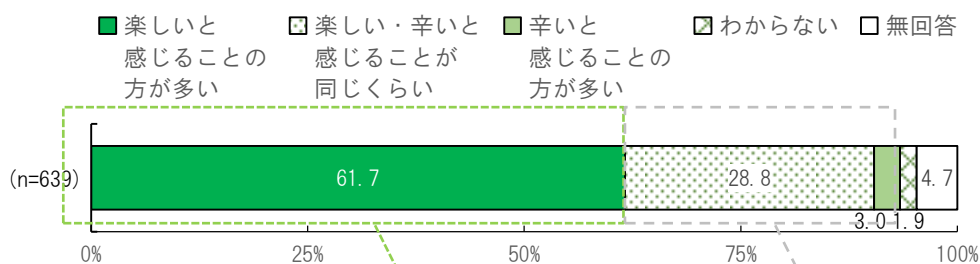
＜子どもの出生時の育児休業の取得状況と取得していない理由＞



（８）子育ての楽しさ

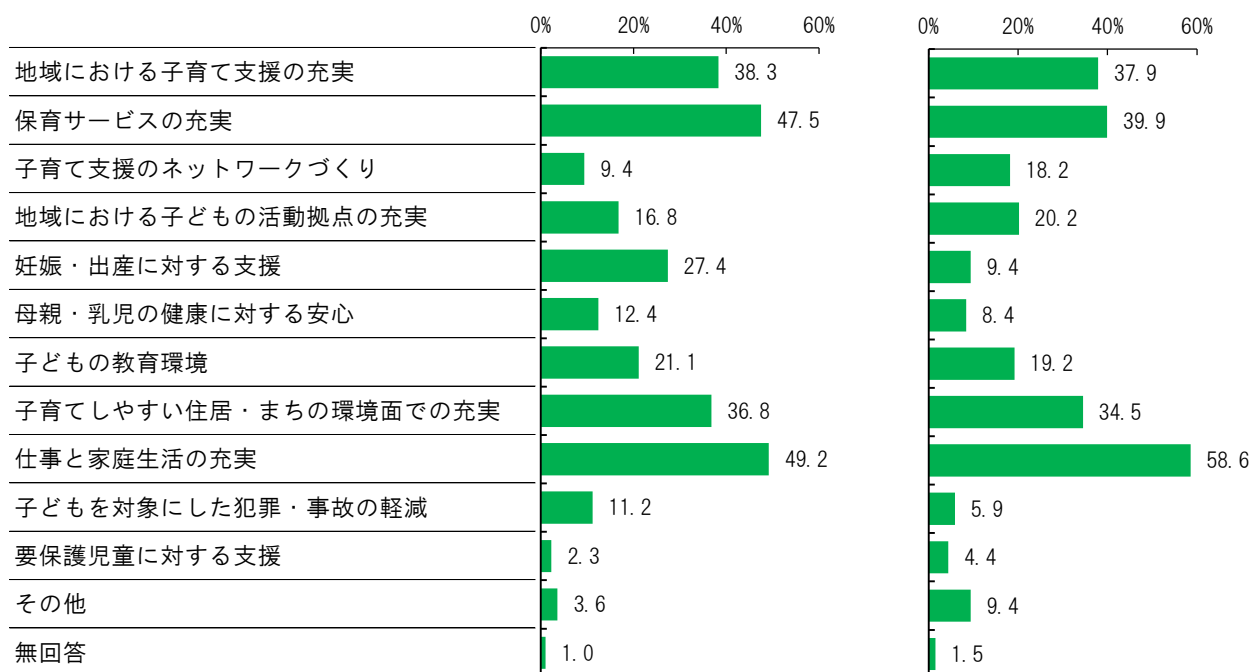
子育てを楽しんでいるかを見ると、「楽しいと感じることの方が多い」が６割以上ですが、一方、「楽しい・辛いと感じることが同じくらい」が約３割となっています。それぞれに必要な施策や必要なことを見ると、「仕事と家庭生活の充実」、「保育サービスの充実」、「地域における子育て支援の充実」が上位に挙げられています。

<子育ての楽しさ>



【子育てに必要・有効と感じる支援・対策
[子育てが楽しいと感じることの方が多い人]】
(n=394)

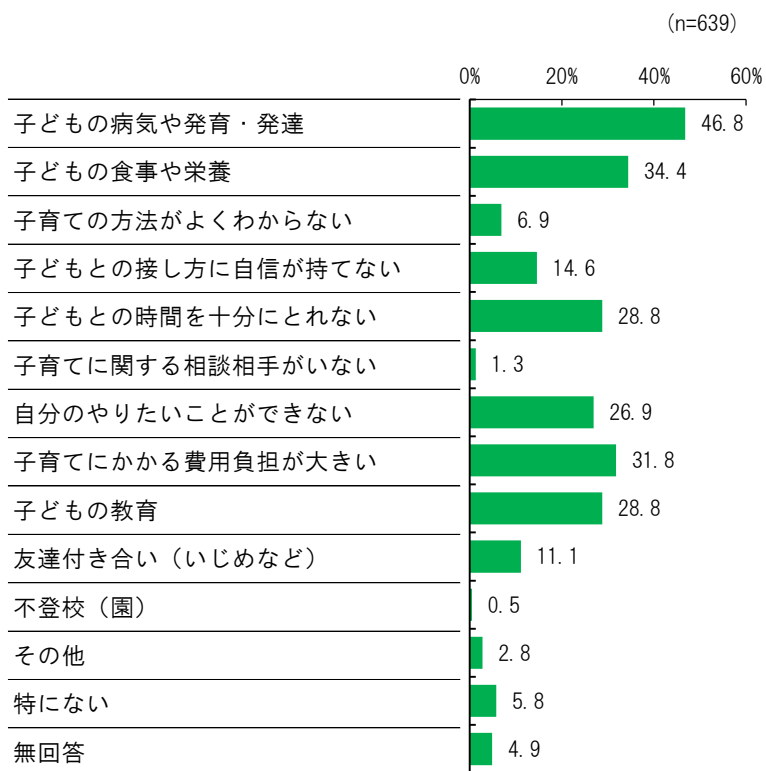
【自分にとって子育ての辛さを解消するために必要なこと
[子育てが辛いと感じることがある人]】
(n=203)



（９）子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていること

子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていることを見ると、「子どもの病気や発育・発達」が最も多くなっています。次に「子どもの食事や栄養」、「子育てにかかる費用負担が大きい」となっています。

＜子育てについて、日頃悩んでいることや不安に思っていること＞

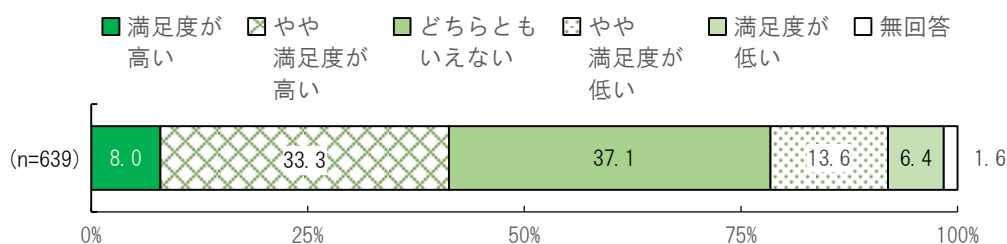


（10）佐久市の子育て環境や支援への満足度

佐久市の子育て環境や支援への満足度を見ると、「満足度が高い」と「やや高い」を合わせると４割程度となっています。

一方で、「満足度が低い」と「やや低い」を合わせると５割となっています。

＜佐久市の子育て環境や支援への満足度＞



3 子ども・子育てにかかる課題

(1) 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

- ◆ ニーズ調査では、教育・保育事業の利用率は7割超と高く、今後利用を希望する教育・保育事業についても、保育所、幼稚園等への需要が高い状況です。
- ◆ 幼児期の教育・保育の需要を見ると、出生数は減少傾向にあるものの入所児童数が増加傾向にあります。また、現在就労していない母親が、今後就労を希望する割合が多くなっていることや、幼児教育・保育の無償化が始まったこともあり、潜在的なニーズも含め、今後さらに増加していくことが予想されます。
- ◆ 市全体では、公立・私立保育所及び私立幼稚園の入所・入園児童数に対する定員数には余裕がありますが、一部の保育所では定員を上回る利用率となっています。そのため、今後の子どもの数の増減や多様化する教育・保育ニーズを把握し、適正な定員の設定と利用調整等が必要です。

(2) 多様な子育て支援サービス

- ◆ ニーズ調査では、現在就労していない母親も就労希望が多い状況です。また、日常生活の中での急な事情、病気や怪我などに加えて、短期や不定期の就労といった多様な就労状況により一時的に保育が必要となる場合もあることが見込まれます。今後も、引き続き様々な形態の子育て支援サービスを充実していくことが必要となります。
- ◆ 共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩まないよう、本市においては放課後児童対策として児童館事業を充実させ、全小学校区に児童館を整備し、自由来館制の無料施設として、遊びの場所を提供してきました。今後も受け皿としての需要が見込まれるので、社会性を学び、健全に育つことができるよう、子どもの居場所となる児童館の提供と運営を一層充実することが必要です。
- ◆ ニーズ調査では、国の「新・放課後子ども総合プラン」において受け皿として掲げている放課後児童クラブの利用意向は2割ほどですが、第一期においては実績値が計画値を上回っております。また、地域子ども・子育て支援事業の第一期の実績値を見ると、多くの事業において計画値を上回る利用状況で、今後も更なる需要の増加が見込まれます。
- ◆ 子育て家庭にはさまざまな悩みや不安があり、多様なニーズに対応するために各種サービスを提供してきました。今後も、引き続き各種サービスを充実させるとともに、支援が必要な子育て家庭が、適切なサービスにつながるような情報提供体制を整える必要があります。また、個々のニーズに応じた子育て関連施設の円滑な利用

につながる利用者支援の体制を整えて、子育ての孤立を防止するようなネットワークづくりを推進していく必要があります。

- ◆ 平成28年度子供の学習費調査（文部科学省）によると、幼稚園から高等学校卒業までの15年間の学習費総額は、全て公立の場合は約540万円ですが、全て私立の場合は約1,770万円と算出されています。また、第15回（2015年）出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、半数以上となっており、経済的な負担が依然として大きい状況にあります。また、ニーズ調査では、幼児教育・保育の無償化が始まったら子どもを増やす意向があるかどうかの問いについては「増やしたいと思わない」との回答が約半数となっており、現時点での少子化対策として有効な一手と感じられていない状況にあることがうかがわれます。今後も継続して、子育て家庭への効果的な経済的支援のあり方等を検討し、各種施策を充実する必要があります。
- ◆ 全国的に少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化等により、地域の子育て力の低下が懸念されています。就学前児童のいる保護者へのニーズ調査では、子育てをする中で有効と感じる支援・対策について、「地域における子育て支援の充実」を挙げる意見が多いことを踏まえ、子どもの健やかな育ちを実現するため、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくりを進める必要があります。

（３）子どもと子育て家庭の健康づくり

- ◆ ニーズ調査では、子育てについて日頃悩んでいることや不安に思っていることについては、「子どもの病気や発育・発達」が最も多く、子どもの健康面での不安を解消する施策が求められています。
- ◆ 体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常時にも緊急時にも受け入れられる小児医療等体制を整備し、安心して子どもを生み、育てられる環境をつくり、子どもの健やかな育ちを支援する必要があります。
- ◆ ニーズ調査では、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「仕事と家庭生活の充実」、「子育て支援のネットワークづくり」が多く挙げられています。
- ◆ 子どもの健やかな育ちのためには、子どもだけでなく、母親の健康の確保・増進が不可欠です。
- ◆ 健診や訪問を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげていく必要があります。

（４）仕事と子育ての両立支援

- ◆ ニーズ調査からは、7割近くが子育てをしながら働いている現状にあることが分かりました。女性の就業状況を見ると、子育て世代とされる30～39歳では7割以上が就業しており、「M字カーブ」※は改善の兆しが見えます。しかしながら、ニーズ調査における育児休業の取得状況を見ると、取得できたのは約半数の女性のみで、男性ではほとんど取得していない状況にあります。父親の育児休業取得率の低さには、職場の雰囲気、仕事の忙しさ等といった背景があります。
- ◆ 共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっていますが、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、働き方の見直しや雇用環境を整備・改善し、仕事と子育てを両立しやすい就労環境づくりを推進することが必要となります。

（５）配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

- ◆ 核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により、子育てに対する心理的・経済的な負担を感じる保護者が一定数います。また、児童虐待受理件数や相談受付件数は減少していますが、その発生予防及び早期発見・早期対応のため、関係機関との更なる連携・強化を図っていく必要があります。
- ◆ 児童扶養手当認定者の推移を見ると、平成28年度以降は減少傾向にあります。ひとり親の保護者にかかる育児・家事への負担は大きく支援が必要です。子どもの健やかな育ちのためには、各種手当や相談体制を整備し、ひとり親家庭にかかる負担・不安を軽減することが必要です。また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るため、就労等に関する支援も必要です。
- ◆ 障がい児等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して、支援を行う必要があります。また、外国人児童生徒をもつ家庭への支援も検討していく必要があります。
- ◆ 平成28年の「国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、子どもの貧困率は13.9%と、日本の子どもの約7人に1人が貧困状態にあるとされています。家庭の経済的貧困により、教育を受ける機会が奪われ、低学力・低学歴となってしまった子どもたちは、所得の低い職業に就かざるを得なくなり、貧困の連鎖が続いていくことになります。子どもたちが生まれ育った環境によって教育の機会が左右されることなく、貧困の連鎖を断つため、支援する必要があります。

ここで挙げられた課題を解決し、佐久市の子育て環境や支援への満足度を高めることで、本計画の基本理念である「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」の実現を目指していきます。

※M字カーブ：日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、第一期計画における基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」を継承し、「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」の充実により、自然に恵まれた佐久の風土を生かし、親も子も生き生きと生活ができる環境づくりと安心・安全な子育てができるまちづくりを目指し、「ひとの絆・まちの絆」を大切にしたい子育て支援を推進していきます。

2 基本目標

本計画では、前章で掲げた現状と課題を踏まえ第一期計画を継承し、5つの目標を掲げ、施策を展開します。各施策については国の基本指針や法改正などの変化を踏まえて検討します。

また、令和2年度を始期とする「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以降、「第2期戦略」という。）では、佐久市における「ひと」の創生のため、次のとおり基本目標を掲げ取り組むこととしています。本計画においても基本理念に基づき、子どもの健康に関することや子育てに関する相談、保護者の情報交換や子どもと一緒に楽しく集える場所の提供などが一元的に行える、子育て支援拠点の必要性なども研究するとともに、各種施策を展開し新たな施策の新設や改廃を検討しながら、効果的な子育て支援施策体系の構築を進めます。

第2期戦略の基本目標『結婚・出産に先んじて子育てのトップランナーを目指す、佐久市における「ひと」の創生』

基本目標① 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

そのため、乳幼児期においては、保護者によるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、また、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって育まれることが求められています。

そこで、幼稚園・保育園等と家庭、地域社会の連携をより強固にし、教育・保育の量や良質な施設設備等の確保に加え、専門性の向上による発達段階に応じた教育・保育の質を担保し、「すべての子どもが健やかに発達できる佐久市」を目指します。

基本目標② 多様な子育て支援サービス

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加や女性の社会進出、地域社会のつながりの希薄化等により、子育て家庭の多くが、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が求められています。

そこで、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭とその子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援を行います。また、保護者の子育てについての学びの機会の提供、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供体制の充実、地域社会における人材活用などを進め、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、「子どもと親がともに成長できる佐久市」を目指します。

基本目標③ 子どもと子育て家庭の健康づくり

妊娠中から出産後において、初めての出産やハイリスク出産の母親は、不安を感じることが多いため、子どもを安心して生み、育てられるよう、母親の心身の健康を保持・増進することが重要となります。

そのため、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。

妊産婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の提供など、各ライフステージにおける切れ目のない支援により、「子どもと子育て家庭が、生涯にわたり心身とも健やかに暮らすことができる佐久市」を目指します。

基本目標④ 仕事と子育ての両立支援

女性が出産するにあたり、その後の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はいまだ大きな課題となっています。一方で、共働き家庭が増加し、男性の育児への参画意識は高まっていますが、育児休業の取得率は低く、今後も父親が育児により積極的に関わっていくことが期待されています。

そこで、男女の固定的なこれまでの役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、市内企業等において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる制度や環境の整備とその利用を促進します。

さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献を社会的に評価する仕組みをつくり、「男女がともに子育てに責任を持って、仕事と子育てを両立できる佐久市」を目指します。

基本目標⑤ 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

子どもの健やかな育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く社会環境からも極めて大きな影響を受けます。

障がいや疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していく必要があります。また、虐待、貧困、外国人、ひとり親家庭等、家庭の状況により社会的支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な保護・支援等の対応が必要であり、全ての子どもが次世代を担う人材として大切に育てていかななくてはなりません。

そこで、全ての子どもや子育て家庭に対して、様々な法律に基づく給付を適確に実施し、安定した生活を送れるよう支援します。

また、関連機関との連携を図って子どもに対する適切な保護・支援等を講じ、さらに、一人ひとりの特性に応じた発達支援を行い、「子どもの健やかな育ちを等しく保障する佐久市」を目指します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり	1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上	1－1 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備
		1－2 教育・保育の一体的提供・推進
		1－3 教育・保育の質の向上
	2 多様な子育て支援サービス	2－1 多様な子育て支援サービス
		2－2 子どもの居場所づくり
		2－3 子育て相談・情報提供
		2－4 経済的支援
		2－5 地域の子育て力向上のための支援
	3 子どもと子育て家庭の健康づくり	3－1 母子保健の推進
		3－2 小児医療等の提供
	4 仕事と子育ての両立支援	4－1 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
		4－2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援	5－1 児童虐待防止対策
		5－2 ひとり親家庭等の自立支援
		5－3 障がい児支援
		5－4 子どもの貧困対策

第4章 施策の展開

事業一覧

1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

基本施策1-1 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備（P35～37）

1101	1号認定及び2号認定【幼稚園】	}	教育・保育事業（P83～97）
1102	2号認定【認定こども園及び保育所】（3～5歳児）		
1103	3号認定【0歳児】		
1104	3号認定【1、2歳児】		
1105	保育施設等整備事業		
1106	保育施設改修・維持管理事業		
1107	公立保育所運営事業		
1108	私立保育所委託事業		
1109	広域入所保育事業		
1110	私立幼稚園運営費補助金		
1111	育休明け入所予約制度		
1112	保育士資格保有者の確保・活用		

基本施策1-2 教育・保育の一体的提供・推進（P37～38）

1201	認定こども園への移行の促進
1202	教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援
1203	幼保小連絡協議会
1204	子育て支援4者連絡会議

基本施策1-3 教育・保育の質の向上（P38～40）

1301	教育・保育施設等の運営基準の設定
1302	保育士資格保有者の確保・活用
1303	乳児保育事業
1304	1歳児保育推進事業
1305	保育所第三者評価の推進
1306	教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援
1307	幼保小連絡協議会
1308	子育て支援4者連絡会議
1309	保育所職員等研修事業
1310	保育士等処遇改善事業
1311	障がい児保育事業
1312	加配保育士研修
1313	保育所巡回相談

2 多様な子育て支援サービス

基本施策 2 - 1 多様な子育て支援サービス (P41~42)

- 2101 延長保育事業
- 2102 一時預かり事業
- 2103 休日保育事業
- 2104 病児・病後児保育事業
- 2105 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 2106 ファミリー・サポート事業「ほっとホット」
- 2107 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 2108 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

基本施策 2 - 2 子どもの居場所づくり (P43~45)

- 2201 児童館運営事業（小学生）
- 2202 児童館の日曜開館（小学生）
- 2203 児童館建設事業
- 2204 児童館に集まれ事業
- 2205 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 2206 放課後子供教室の検討
- 2207 子ども自習室の設置事業
- 2208 子ども未来館管理事業
- 2209 チャイルドライン支援事業
- 2210 児童遊園遊具設置等事業
- 2211 佐久地域こども応援プラットフォーム

基本施策 2 - 3 子育て相談・情報提供 (P45~47)

- 2301 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業
- 2302 教育相談員配置事業
- 2303 就学支援事業
- 2304 特別支援教育支援員配置事業
- 2305 チャレンジ教室設置事業
- 2306 民生児童委員・主任児童委員活動事業
- 2307 利用者支援事業・基本型（子育てなんでも相談室）
- 2308 子育て支援情報サイト
- 2309 子育て力向上事業 教えて！ドクター
- 2310 少年センター情報誌「佐久っ子だより」

基本施策 2 - 4 経済的支援 (P47~49)

- 2401 児童手当支給事業
- 2402 妊産婦（プレママ）福祉医療費給付事業
- 2403 子ども福祉医療費給付事業
- 2404 未熟児養育医療費給付事業
- 2405 多子世帯の保育料軽減
- 2406 コウノトリ支援事業
- 2407 通園費補助事業
- 2408 障害児福祉手当給付事業
- 2409 特別児童扶養手当給付事業
- 2410 児童扶養手当支給事業
- 2411 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業
- 2412 義務教育に係る費用の支援
- 2413 移住促進住宅取得費等補助金

基本施策 2 - 5 地域の子育て力向上のための支援（P49～53）

- 2501 地域子育て支援拠点事業
- 2502 つどいの広場事業
- 2503 保育所における地域子育て拠点事業
- 2504 子育てサロン事業
- 2505 多胎児をもつ親の会への支援「さくらんぼキッズ」
- 2506 児童館午前中開放事業
- 2507 佐久地域こども応援プラットフォーム
- 2508 子育て家庭優待パスポート事業
- 2509 オールマイティ1年生事業
- 2510 保育所等の地域活動事業
- 2511 保育キーパー事業
- 2512 ファミリー・サポート事業「ほっとホット」
- 2513 乳幼児学級事業
- 2514 親子ふれあい劇場の開催
- 2515 親子ふれあい学級
- 2516 小学生の公民館体験学習
- 2517 ジュニアリーダー研修事業
- 2518 銀河連邦子ども留学交流事業
- 2519 佐久市子どもまつり
- 2520 ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）
- 2521 ふるさと創生人材育成事業（子ども交流研修）
- 2522 少年センター育成推進協議会活動費交付金
- 2523 青少年補導事業

3 子どもと子育て家庭の健康づくり

基本施策 3 - 1 母子保健（P54～59）

- 3101 妊婦一般健康診査事業
- 3102 妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い
- 3103 乳児健康診査事業
- 3104 幼児健康診査事業
- 3105 産婦健康診査事業
- 3106 産婦健康診査県外受診費用償還払い
- 3107 利用者支援事業・母子保健型（母と子のすこやか相談室）
- 3108 いきいき相談事業
- 3109 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
- 3110 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 3111 産前学級事業（パパママ教室）
- 3112 産後ケア事業
- 3113 離乳食教室（前期・中期）
- 3114 のびのび広場
- 3115 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）
- 3116 お口の相談日
- 3117 妊婦歯科健診
- 3118 2歳児歯っぴー教室
- 3119 乳児う歯予防事業（RDテスト）
- 3120 乳幼児歯科保健指導事業
- 3121 幼児歯科健康診査事業
- 3122 子育てサロン歯科講座
- 3123 保育園・幼稚園等口腔衛生指導事業
- 3124 小・中学校口腔衛生指導
- 3125 フッ素洗口法によるう歯予防事業
- 3126 う歯放置対策事業
- 3127 コウノトリ支援事業
- 3128 定期予防接種事業
- 3129 おたふくかぜ任意予防接種事業
- 3130 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習
- 3131 食育の推進
- 3132 食育講座キッズキッチン
- 3133 助産産施設入所制度事業

基本施策 3 - 2 小児医療等（P60）

- 3201 佐久地域休日小児科急病診療センター事業
- 3202 佐久地域平日夜間急病診療センター事業
- 3203 佐久市休日救急歯科診療所事業
- 3204 造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業
- 3205 子育て力向上事業 教えて！ドクター

4 仕事と子育ての両立支援

基本施策 4 - 1 仕事と生活の調和のための働き方の見直し（P61～62）

- 4101 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進
- 4102 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進
- 4103 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進
- 4104 子育て期の女性就業相談
- 4105 男女共同参画の推進

基本施策 4 - 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備（P62～64）

- 4201 延長保育事業
- 4202 一時預かり事業
- 4203 休日保育事業
- 4204 病児・病後児保育事業
- 4205 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 4206 児童館運営事業（小学生）
- 4207 児童館の日曜開館（小学生）
- 4208 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4209 放課後子供教室の検討

5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

基本施策 5 - 1 児童虐待防止対策（P65～67）

- 5101 要保護児童対策地域協議会運営
- 5102 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5103 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業
- 5104 母子生活支援施設入所制度事業
- 5105 地域子育て支援拠点事業
- 5106 子育てサロン事業
- 5107 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）
- 5108 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 5109 産後ケア事業
- 5110 児童虐待防止の啓発

基本施策 5 - 2 ひとり親家庭等の自立支援（P67～69）

- 5201 母子・父子自立支援員の設置
- 5202 母子家庭等家庭協力員派遣事業
- 5203 母子生活支援施設入所制度事業
- 5204 母子・父子・寡婦福祉会補助事業
- 5205 自立支援教育訓練給付事業
- 5206 高等技能訓練促進費等給付事業
- 5207 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 5208 県就業支援員制度
- 5209 児童扶養手当支給事業
- 5210 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 5211 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業
- 5212 義務教育に係る費用の支援
- 5213 子どもの学習・生活支援事業

基本施策 5 - 3 障がい児支援（P69～74）

- 5301 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）
- 5302 ダウン症をもつ親の会への支援事業
- 5303 重症心身障がい児をもつ親の会への支援
- 5304 障がい児訪問歯科指導事業
- 5305 障がい児施設等歯科指導
- 5306 療育支援センター管理運営事業
- 5307 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）
- 5308 発達障がい児（者）支援担当者連絡会議
- 5309 通所・通園費等推進事業費
- 5310 障害児福祉手当給付事業
- 5311 特別児童扶養手当給付事業
- 5312 心身障がい児（者）タイムケア事業
- 5313 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業
- 5314 障害児通園施設利用児療育支援事業
- 5315 補装具給付事業
- 5316 居宅介護サービス事業（居宅介護事業ホームヘルプサービス）
- 5317 障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）
- 5318 短期入所サービス事業（短期入所事業ショートステイ）
- 5319 行動援護サービス事業（行動援護事業外出支援）
- 5320 相談支援事業
- 5321 日中一時支援事業
- 5322 移動支援事業
- 5323 障害者訪問入浴サービス事業
- 5324 日常生活用具給付等事業
- 5325 育成医療
- 5326 障害（児）者等自立生活体験事業
- 5327 児童館での養護学校児童生徒の受け入れ
- 5328 障がい児保育事業
- 5329 保育所巡回相談
- 5330 就学支援事業
- 5331 特別支援教育支援員配置事業
- 5332 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）

基本施策 5 - 4 子どもの貧困対策（P75～79）

- 5401 義務教育に係る費用の支援
- 5402 子どもの学習・生活支援事業
- 5403 佐久地域こども応援プラットフォーム
- 5404 母子・父子自立支援員の設置
- 5405 母子家庭等家庭協力員派遣事業
- 5406 母子生活支援施設入所制度事業
- 5407 母子・父子・寡婦福祉会補助事業
- 5408 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進
- 5409 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進
- 5410 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進
- 5411 子育て期の女性就業相談
- 5412 自立支援教育訓練給付事業
- 5413 高等技能訓練促進費等給付事業
- 5414 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 5415 県就業支援員制度
- 5416 児童手当支給事業
- 5417 子ども福祉医療費給付事業
- 5418 未熟児養育医療費給付事業
- 5419 多子世帯の保育料軽減
- 5420 通園費補助事業
- 5421 障害児福祉手当給付事業
- 5422 特別児童扶養手当給付事業
- 5423 児童扶養手当支給事業
- 5424 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業
- 5425 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

基本施策 1 - 1 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備

心身ともたくましく、思いやりのある子どもの育成のため、自然環境の変化に対応し安全に配慮する中で、自然を生かした教育や地域の文化に触れる活動を推進します。また、幼児の健やかな成長のため、地域・家庭・幼稚園・保育園などの関係機関との連携強化を図ります。

入所の基本的事項から保育の内容まで多様なニーズに対応するため、施設の統合や民間活力の導入を推進するとともに、施設の改築や設備の充実など、私立幼稚園の施設整備や運営に対して支援を実施し、保育環境の整備を図ります。

【将来のビジョン】教育・保育施設、地域型保育事業等で提供される教育・保育により、子どもたちの健やかな心身の発達が促されている。

(1) 幼児期の学校教育・保育の環境整備に関する事業

1105..保育施設等整備事業（子育て支援課）

市内公立保育所 15 園中、9 園が建築後 30 年以上を経過し、園舎が老朽化しています。また、安全、衛生上の面からも大規模修繕や改築などの対応が必要となってきました。

保育施設等については、現状、市全体の合計定員に対する在園児童数に余裕があり、今後、子どもの数が減少することが予測される一方、3 歳未満児の入所希望の増加や地域による定員と入所希望のミスマッチがあります。

地域に根付いた歴史ある私立の保育施設等の活動状況を勘案しつつ、新たな公立保育施設の役割や整備方針を明確にし、私立保育園への移行を含めた統廃合による施設更新、新制度未移行幼稚園の認定こども園化の促進、提供区域の状況に応じた小規模保育事業所の整備等を検討し、少子化対策に対応した保育環境の提供に努めます。

1106..保育施設改修・維持管理事業（子育て支援課）

市内公立保育所に通う子どもが、安全で良好な施設環境の中で生活ができるよう、保育施設の維持管理、修繕を適宜行います。

私立保育所等については、老朽化の進行による維持管理経費・修繕箇所の増加、大規模改修の必要性が見込まれるため、国・県補助金等を活用する中で、工事・修繕の実施、延命工事の実施等、必要な支援を行います。

1107..公立保育所運営事業（子育て支援課）

市内の公立保育所 15 園を運営し、保育を必要とする就学前の子どもに対し保育を行っています。

今後、子どもの数は減少が見込まれる一方で、保育ニーズはより多様化しており、公立保育園の運営に当たっては、柔軟性、即時性、即効性がさらに求められること、そして 3 歳未満児の入所希望の増加が予想され、私立保育所等との連携を強化する必要があります。

引き続き、各保育所等の入所児童数を的確に把握し、必要に応じ施設の配置等について検討を行い、3歳未満児の入所希望数の増加に対応できるよう努めます。

保育所運営に関しては、「地域の中で地域住民と共に保育を行う」という視点で、地域に開かれた地域の子育て支援施設としての役割を果たしていきます。また、保育士の研修による保育士の資質向上に努め、保育の質の向上を図ります。

さらには、保育時間の長時間化、手厚い保育を必要とする児童の増加による保育士不足と事務的な負担増加を解消するため、情報通信機器の導入等による事務負担の軽減を図り、人材確保・離職防止に努めます。

1108..私立保育所委託事業（子育て支援課）

市内の私立保育所9園に保育を必要とする就学前の子どもに対する保育を引き続き委託します。現在、一部の保育所では定員を上回る状況となっているため、今後予想される3歳未満児の保育需要増加への対応、今後の子どもの数の増減や保育ニーズなどから適正な定員の設定を促進します。

また、保育の供給量の確保やさらに多様化する保育ニーズへの対応には、私立保育所の役割が大変重要であることから、子ども・子育て支援新制度においても運営の安定や保育の質の向上が図られるように、次のような支援を視野に入れて推進します。

- ・療育的ケア児の受け入れのための看護師雇用等に対する支援
- ・情報通信機器導入等への支援
- ・保育人材確保の支援
- ・公立園からの移管を含めた統合・改築等の支援
- ・新制度未移行幼稚園の認定こども園化に対する支援

1109..広域入所保育事業（子育て支援課）

保護者の勤務等の都合により、本市の児童を他市町村の保育所に預けたり、他市町村の児童を本市の保育所で受け入れたりする事業を実施しています。

利用者が選ぶ保育所という視点で、人口・商業集中地区での入所希望に対応できるよう、各市町村とより連携を深めるとともに、保育士の確保等による受け皿の確保に努め、広域入所保育事業に対応していきます。

1110..私立幼稚園運営費補助金（子育て支援課）

市内私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、教育環境の充実に支援します。

また、私立幼稚園が新制度における認定こども園への意向を希望した場合には、今後見込まれる未就学児人口の減少と3歳未満児保育の増加する需要に対応するとともに、認定こども園への円滑な移行を継続して支援します。

（２）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保に関する事業

1111..育休明け入所予約制度（子育て支援課）

産休明け、育児休業終了後の職場復帰の時期が予め決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申込と同時に予約を受けることにより、働く母親の育児や仕事復帰への不安を解消します。

また、年度途中に生まれる子の予約も受け付け、4月当初に予約分も含む入所児童数に応じた保育士を配置できるよう保育士の確保に努め、産後復帰の早期化による利用の増加や3歳未満児の受け入れ可能数の増加に対応できる体制を構築します。

1112..保育士資格保有者の確保・活用（子育て支援課）

3歳未満児の保育需要や障がい理由とした保育士の加配希望は将来増加傾向にあることを踏まえ、3歳未満児の保育基準を満たす保育士や加配保育士を確保し、年度途中での入所にスムーズに対応するよう努めます。

また、ハローワークとの連携強化やインターネット等を活用し、保育士資格を持っていても保育士として働いていない有資格者・潜在保育士の更なる掘り起しに努めます。

さらに、従事可能時間の短時間化に対応するため、保育士以外の資格者の活用や市内・地域内・公立私立を問わない融通制度の創設を検討し、保育の質と量の確保を図ります。

基本施策1－2 教育・保育の一体的提供・推進

小学校との連携体制を強化するなど、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けた取組を推進します。

また、認定こども園の設置・移行を促進するための情報提供を行うなど、認定こども園の普及を総合的に促進します。

【将来のビジョン】一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・保育支援により、次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長している。

1201 認定こども園への移行の促進（子育て支援課）

市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報や3歳未満児保育のノウハウ等の提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備や有資格職員の確保等、移行のために必要な支援について検討を行います。

1202 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

また、市域全体における保育所の定員は、将来の満3歳児未満の利用見込み量を含めた総数が確保されています。

このことを踏まえ、地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

1203 幼保小連絡協議会（子育て支援課）

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障害等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

1204 子育て支援 4 者連絡会議（子育て支援課）

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、スクールメンタルアドバイザー、民生児童委員正副会長、主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

基本施策 1－3 教育・保育の質の向上

幼稚園・保育施設及び地域型保育事業と小学校等との連携を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上を図ります。

また、労働環境への配慮並びに事業者等に対する適切な指導監督、評価等を通じて、質の高い教育・保育を提供していきます。

【将来のビジョン】 質の高い教育・保育が提供され、地域、家庭、幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化により、全ての子どもが健やかに成長し、障がい児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できている。

（1） 質の高い教育・保育の提供に関する事業

1301 教育・保育施設等の運営基準の設定（子育て支援課）

教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準において、人材確保が課題ではありますが、国基準を上回る園児一人あたりの保育士数の配置基準を継続して設定する等により、今後見込まれる 3 歳未満児の保育希望の増加・保育ニーズの多様化・保育の長時間化に対応できる、充実したサービスの確保に努めます。

- ・ 1 歳児の公立保育所保育士の配置基準
（国 基 準）保育士 1 人につき保育できる児童数 6 人
（本市基準）保育士 1 人につき保育できる児童数 4 人

1302 保育士資格保有者の確保・活用（子育て支援課）（1112・再掲）

3 歳未満児の保育需要や障がいを理由とした保育士の加配希望は増加傾向にあることを踏まえ、3 歳未満児の保育基準を満たす保育士や加配保育士を確保し、年度途中での入所にスムーズに対応するよう努めます。

また、ハローワークとの連携強化やインターネット等を活用し、保育士資格を持っていても保育士として働いていない有資格者・潜在保育士の更なる掘り起しに努めます。

さらに、従事可能時間の短時間化に対応するため、保育士以外の資格者の活用を検討し、保育の質と量の確保を図ります。

1303 乳児保育事業（子育て支援課）

乳児保育は、就労する保護者の保育支援として重要な施策であり、公立保育所 15 園、私立保育所 9 園、私立認定こども園 1 園で実施しています。

産後入所の早期化、利用時間の長時間化、途中入所等に対応するため、ハローワーク等を通じ、保育士の確保に努めます。

また、乳児保育を充実させるため、今までと同様、保健師、看護師、小学校教諭等の保育士以外の協力を得るとともに、子育て経験のある無資格者の活用を検討しつつ、研修等の実施により、職員の能力向上に努めます。

1304 1歳児保育推進事業（子育て支援課）

公立保育所では、従前より独自の基準として1歳児に対して4人に1人の保育士を配置してきましたが、私立保育所においては、財政的な問題や年度の途中で人材を確保することが難しいなど課題があります。

公立保育所では、引き続き、看護師、小学校教諭等、保育士以外の資格所有者の活用、子育て経験のある無資格者の活用、研修等の実施等による人材の確保を図り保育の質の向上を推進します。また、私立保育所には補助金交付による財政支援を行い事業の推進を図り、保育士の確保により1歳児保育の利用需要に対応します。

1305 保育所第三者評価の推進（子育て支援課）

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度を推進します。

公立保育所においては全て完了したため、今後は私立保育所での実施の支援を図ります。

推進に当たっては、保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。

また、評価結果については、認可保育所全体の課題として捉えて改善に取り組み、保育所の質の向上を図ります。

なお、評価結果については、ホームページ等で広く公開します。

1306 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課） （1202・再掲）

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

1307 幼保小連絡協議会（子育て支援課）（1203・再掲）

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障害等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

1308 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）（1204・再掲）

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、スクールメンタルアドバイザー、民生児童委員正副会長、主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

(2) 職員の職務能力向上に向けた取り組みの推進に関する事業

1309 保育所職員等研修事業（子育て支援課）

保育の質の向上を図るため、保育所に勤務する保育士を対象に、3歳未満児・障がい児研修等の職場外研修を実施します。

私立幼稚園については、施設職員研修の充実に対して適切な支援を検討します。

1310 保育士等処遇改善事業（子育て支援課）

私立保育所に勤務する保育士等の賃金改善に要する費用を私立保育所に交付し、給与の改善、離職の防止、業務負担の軽減等により保育士の人材確保を図ります。

公立については、新たな雇用制度により一定の改善が見込まれる一方、私立については、国の処遇改善加算等の実施について助言・指導するとともに、必要な処遇改善策の適切な支援に努めます。

(3) 障がい児等の受入体制の強化に関する事業

1311 障がい児保育事業（子育て支援課）

障がい児に対する保育の量を確保するため、公立保育園で加配保育士を配置し、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制を整えます。

また、障がい児の受け入れを行う私立保育所に対し、補助金を交付することで運営の安定を図ります。加えて、公立・私立ともに障がい児担当保育士への研修を行い、児童の症状・対処法等に関する知識・技能の取得を図ります。

さらに、医療的ケア児受け入れ拡大のため、国の補助事業を活用します。

1312 加配保育士研修（子育て支援課）

障がい児に対する保育の質を向上するため、担当する職員に対する研修会を開催し、障がいに対する理解を深め、幼稚園教諭・保育士の職務能力向上を図ります。

参加しやすい研修機会を確保しつつ、ニーズに応じたテーマ設定を行い、職務能力の向上を図ります。

1313 保育所巡回相談（子育て支援課）

市保育所障がい児入所検討委員（子ども特別対策推進員が兼務）が、公立保育所を巡回訪問し、配慮を要する児童などの活動の様子や雰囲気把握のうえ、子どもに応じた対応方法について助言を行うとともに、継続的な指導の機会を確保していきます。

これにより、保育所における支援体制を整え、併せて、保育士の資質の向上を図ります。

2 多様な子育て支援サービス

基本施策 2 - 1 多様な子育て支援サービス

日常生活の中での急な事情、病気や怪我などに加えて、短期や不定期の就労といった多様な就労状況により一時的に保育が必要となる場合に対応できるよう、多様な支援サービスを提供していきます。

また、乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実に努めます。

【将来のビジョン】多様な子育て支援サービスにより、全ての子育て家庭が安心して子育てができる環境が作られている。

2101 延長保育事業（子育て支援課）

新制度では、保護者は11時間まで保育を利用する「保育標準時間」と8時間まで保育を利用する「保育短時間」の認定を受けますが、延長保育事業は、保護者の就労等を支援するため、それぞれの認定された時間を超えて保育を実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた延長保育11時間まで無料化策を引き継ぐ取り組みを行うとともに、児童の健やかな成長に必要な家庭保育時間確保の視点をもって、保護者の就労支援とのバランスに配慮したサービス提供に取り組んできましたが、労働力不足による就労時間の延長から、延長保育利用の増加が進んでいます。

保育士の負担軽減のため、延長時間帯専属の保育士の確保に加え、子育て経験のある無資格補助職員の導入などにより、職員体制の充実に努めます。

2102 一時預かり事業（子育て支援課）

保育所等による一時預かり事業は、保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業です。

また、幼稚園等で行われている預かり保育は、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する事業です。

利用していないスペースの活用や一時保育の専用の部屋を持つ保育所に担当の保育士を配置するなど保育の量の確保と質の向上に努め、事業の推進を図るとともに、積極的な周知により事業の認知度の向上を図ります。

また、幼稚園における預かり保育は、平日の平均利用者が200人を越えており需要の高い事業です。

近年は、就労形態が多様化し、利用希望が増加しているため、保育士の確保が急務となっています。今後もニーズの動向を把握し、必要に応じ提供数増加について検討しつつ、事業の継続について支援していきます。

2103 休日保育事業（子育て支援課）

日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育所で休日保育を実施します。

近年では、就労機会の増大、ニーズの多様化による利用希望が増加し、時期による希望数の増減がみられます。必要量の増加や地域ごとの必要量により、実施施設や利用可能数の増加の必要性について検討しながら、事業を継続していきます。

2104 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童（病児）や回復期の児童（病後児）を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

1歳から小学校就学前までの児童を対象にして、現在、病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施しています。

今後は、多様化する保育ニーズ、事業の浸透による利用者が増えつつあること、時期による利用希望の差が大きいこと等を勘案し、提供量と必要量の推移に応じ、新たな実施箇所を考慮しながら、方向性を検討していきます。

2105 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

現在は利用者が少ないので、今後は本事業について積極的にPRし、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

2106 ファミリー・サポート事業「ほっとホット」（佐久市社会福祉協議会）

地域福祉の増進を図るため、地域住民がお互いに支え合い、助け合って暮らせるよう、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい人を会員とした住民相互援助活動を支援する事業です。現在、社会福祉協議会の独自事業として、育児支援のほか介護支援まで事業を拡大して実施しています。

本事業は、育児等を通して、地域住民が自ら地域で支え合う社会参加の意識を育てていくうえで重要な事業です。本市では社会福祉協議会との連携を図りながら、積極的に本事業の周知に努め、会員登録者の増加と利用促進を支援します。

2107 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後は、幼児教育・保育の無償化により、実費徴収となった副食費は継続して実施していく一方、無償化による負担軽減が図られている費用については、実施の必要性について検討していきます。

2108 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（子育て支援課）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新制度による新規事業であるため、本市では現在実施していません。今後も、本市では、市域全体における教育・保育施設の定員数が、利用見込み量を含めた総数が確保されていることから、事業者の安定した運営を考慮し、既存の教育・保育施設等実施事業者が行う各種教育・保育サービス等の実施を優先的に実施するため、本事業は実施しません。

公立から民間への移行を検討しつつ、未就学児人口が減少するなかでの既存事業者の運営を安定化させるために、今後も市内教育・保育事業者との連携により保育を提供し、私立事業者の運営を考慮した入所調整を行っていきます。

基本施策 2 - 2 子どもの居場所づくり

地域との連携を更に図り児童館を主体とし、安全安心に遊ぶことができる子どもの放課後や週末の居場所づくりをこれからも進めます。

また、放課後児童クラブ、佐久地域こども応援プラットフォームに参加する団体等が行う子ども食堂や地域の中で学習支援等を行う関係団体とも連携しながら地域ぐるみで児童の健全育成に取り組めます。

【将来のビジョン】全ての子どもが安全に安心して居ることができる。

2201 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）

本市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童を対象に放課後の居場所や遊びの場の提供を地域と連携しながら行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する諸問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援のため、児童館の多機能化を図り、引き続き地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

2202 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、岩村田児童館・中込児童館において実施しています。

今後は、利用児童や保護者の利便性など考慮し、開館場所の検討も行います。

2203 児童館建設事業（子育て支援課）

放課後の居場所対策や平成14年から実施された完全学校週5日制に対応した児童の受け皿として、1小学校区、1児童館の方針で整備します。

なお、野沢会館の建替えに伴う公共施設の再配置、また野沢地区のまちづくりと併せ、野沢児童館を野沢小学校周辺に移転します。

また、臼田地区は新小学校の建設が進められています。整備方針は、1小学校区、1児童館ですが、臼田地区4児童館（臼田、青沼、切原、田口）は合併後整備しており、建物の状況も良好な状態であることから、当面新たな児童館整備は行わず、既存の5児童館を存続し今までと同様の運営を行います。

2204 児童館に集まれ事業（子育て支援課）

休日の児童館において、スポーツ・探検・ものづくり等の遊びを実施する事業です。

本事業は、ボランティアのお兄さん、お姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的としており、共働き等で子どもを休日遊びに連れて行くことができない家庭への子育て支援の一助として実施しています。

2205 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者会が運営しています。

引き続き、国の制度に基づいた支援を行うとともに、事業実施などに関し運営団体と連携を図ります。

2206 放課後子供教室の検討（学校教育課）

小学校によっては、地域の方の協力により学校を一部開放して、学習指導等を実施していますが、実施にあたっては、学校管理や教職員の負担増等の課題もあります。臼田地区新小学校についても、当面は小学校周辺に児童館を整備しないことから、必要に応じて、関係部署と連携し、これまでの事例や他自治体の取組等を参考に検討します。

2207 子ども自習室の設置事業（文化振興課）

生涯学習センター内に「子ども自習室」を設置し、年末年始を除く毎日、午前9時から開設しています。利用時間は、小学生は午後7時まで、中学生は午後8時まで、高校生は午後9時まで、その他の方は午後10時までです。子どもたちが安全に利用できる自主学習の場を提供します。

建物の老朽化に伴う良好な学習環境の確保や、現施設の特徴でもある自習室及びより気軽に自習等ができるコミュニティスペースを新野沢会館にも整備し、一層の充実を図ります。

2208 子ども未来館管理事業（子育て支援課）

21世紀を担う子どもたちが、科学的探究心や自発的・創造的実践活動を通して未来への夢を育み、健全に成長するよう、様々な科学実験や特別企画展、天体観望会などの事業をより充実させ、入館者の増加を図ります。

さらに、マタニティプラネタリウムの開催や、助産師等との連携による子育てに関する悩み相談や骨盤ケア、講演会等を開催し、出産・育児に対する不安やストレスの軽減事業にも引き続き取り組んでいきます。

2209 チャイルドライン支援事業（子育て支援課）

チャイルドラインは、子どもたちの心に寄り添いながら、子どもたちが自らの力で問題解決に踏み出す手助けを目的とした子ども専用の電話です。いじめや自殺問題への対応した、子育て支援策の一環として、NPO法人による子どもの心の居場所となる活動を支援します。

今後は、様々な機会を通じて事業や運営団体をPRするとともに、受け手の確保不足の解消として、受け手養成講座のPRは継続して実施し、支援の強化を図ります。

2210 児童遊園遊具設置等事業（子育て支援課）

児童に健全な遊びの場を与え、児童の健康増進を図り、情操豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が行う児童遊園の遊具設置、更新、補修又は撤去に要する経費に対し、引き続き補助を行っていきます。

2211 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つ子どもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

基本施策 2 - 3 子育て相談・情報提供

保護者の育児不安を解消するため、子育てに関する情報提供や家庭児童相談などの相談体制の充実を図るとともに、母子保健事業などが行う相談事業との連携を図ります。

【将来のビジョン】子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を適切に選択・利用できる。また子育てに関する相談が気楽にできている。

2301 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）

子どもに関する様々な相談（児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等）について、子ども特別対策推進員が関係機関と連携して相談に応じます。

児童館では、児童館長が家庭児童相談員を兼務しており、来館した保護者の子育て相談に応じます。

相談は、電話や来室のほか、メールでの相談も受け付けし、子育て不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

2302 教育相談員配置事業（学校教育課）

教育相談員を設置して、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、学校生活（不登校を含む）や友人関係、家庭生活等に関しての相談に対応し、児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えます。

また、小中学校における相談体制の充実及び教育相談員との連携により、不登校になる前の段階における対応を充実させ、不登校の児童生徒の減少に努めます。

2303 就学支援事業（学校教育課）

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員の学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

就学相談件数等が増加している中、幼稚園・保育園、市福祉部局、小中学校及び就学支援委員会専門員との連携を密にし、早い段階で対応することにより対象児童生徒の早期の自立を促します。

2304 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障がいの傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活を送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

市福祉部局や健康づくり部局との連携により、増えつつある特別な支援が必要な児童生徒の、早い段階での自立支援を図るとともに、特別支援教育支援員の質の向上や充実に努めます。

2305 チャレンジ教室設置事業（学校教育課）

不登校の児童生徒の受け皿として、学校への早期通学復帰に向けての指導援助を行うため中間教室（チャレンジ教室）を設置します。

適応指導員2名を配置する中で、学習や運動、社会見学などを通して、学力や体力、コミュニケーション能力の維持・向上、チャレンジ教室における適応指導の充実に図ります。

2306 民生児童委員・主任児童委員活動事業（福祉課）

民生児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担う無報酬のボランティアであり、特別職の地方公務員です。

民生児童委員の中には、児童福祉法に関する事項を専門に担当する主任児童委員があり、市や福祉関係機関、学校と連携し、地域において児童福祉に関する個別援助や児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

市は、研修会等の開催により民生児童委員の活動を支援し、地域における相談支援の充実に図ります。

民生児童委員の担い手不足と高齢化は、全国的な課題でもあり、佐久市でも重要な課題となっておりますので、引き続き検討が必要です。

2307 利用者支援事業・基本型（子育てなんでも相談室）（子育て支援課）

既存の育児相談などのサービス機能を更に強化するため、子ども及びその保護者又は妊娠している方が、教育・保育施設や各種子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行います。

併せて、関係機関との連絡調整や幼児期の教育・保育施設への入所調整を含む利用支援等を行うことで、子育て支援サービスへの利用を効果的に結びつける「ワンストップサービス」を提供するとともに、更なる事業の周知により、利用者の増加を図ります。

また、健康づくり推進課が担う「母子保健型」と連携を図り、利用者に対しきめ細かく、切れ目のない支援を行います。

2308 子育て支援情報サイト（子育て支援課）

本市の子育て情報をわかりやすく整理し、利用者が知りたいサービスが容易に検索できる「子育て支援情報サイト」の公開・運営を官民協働事業により継続して実施します。

様々な子育て支援に関する民間情報の収集に努め、子育てを応援するサイトの充実と認知度、利用数の向上を図ります。

2309 子育て力向上事業 教えて！ドクター（子育て支援課）

子どもの病気について、子育て家庭の不安軽減を図るほか、子育て力向上により、不要不急の病院受診抑制、ひいては医療費の軽減を図る仕組みづくりを目的とし、市が平成27年度から一般社団法人佐久医師会に委託し実施しています。

子どもの病気のホームケア、救急車を呼ぶタイミングや予防接種受診目安等をまとめた冊子・無料アプリを制作し、保育園・幼稚園、母子手帳発行窓口等で配布しています。さらに、小児科医が冊子を用いた出前講座、ホームページやSNSでの情報発信などを行い保護者の啓発に取り組んでいます。

2310 少年センター情報誌「佐久っ子だより」（生涯学習課）

子ども向け情報誌「佐久っ子だより」を年4回発行し、市内の各保育所・幼稚園・小学校の子どもたち全員に配布します。また、児童館、図書館等市内公的機関に設置し、広く市民に情報提供します。

子ども向けイベント等の情報だけでなく、子育て相談や施設等の情報を充実できるよう、掲載内容の見直し等を図ります。

基本施策2-4 経済的支援

子育て家庭に対して法定給付を適切に実施するとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、各種施策や効果的な市単独事業のあり方を検討します。

また、妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給を引き続き実施します。

【将来のビジョン】経済環境の変化とともに増大しつつある子育てに係る保育料や医療費などの無料化により経済的負担感が軽減されている。

2401 児童手当支給事業（子育て支援課）

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者への手当支給を継続して実施していきます。

2402 妊産婦（プレママ）福祉医療費給付事業（国保医療課）

平成28年4月より、妊産婦の方が母子手帳交付月から出産（流産・死産含む）の翌月末までの間に医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

2403 子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが、医療機関等で保険診療を受ける場合、平成30年8月から、診療報酬明細書ごとに500円までの支払いで受診ができるようになりました。保険対象の医療費のうち、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

2404 未熟児養育医療費給付事業（国保医療課）

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関へ入院して治療を行う必要のある子どもに医療の給付を行い、家計への負担軽減を図ります。

2405 多子世帯の保育料軽減（子育て支援課）

多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減することにより、第3子以降を生み、育てやすい環境を整えることを目的に、国や県の基準を参考に第2子以降の子の保育所等の保育料を軽減しています。今後は、幼児教育・保育の無償化により3歳未満児についてのみ実施していきます。

また、多子世帯の保護者負担の軽減については、他の自治体の状況も参考に更なる検討を行い事業の拡充に努めます。

2406 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、必要時に医療機関に治療内容等確認を行い、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

2407 通園費補助事業（子育て支援課）

最寄りの保育所までの距離が4km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

今後は、保育所の統廃合により、施設数は減少するものの、対象者は増加が見込まれるため、必要量の推移に応じた事業の見直しを含めた検討を行います。

2408 障害児福祉手当給付事業（福祉課）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

2409 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）

国の事業で、精神又は身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父又は母に支給するものであり、市は県に進達を行っています。障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

2410 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給していきます。

2411 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課）

18歳までの子どもを養育しているひとり親とその子どもが医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家計の負担軽減を図ります。

2412 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

2413 移住促進住宅取得費等補助金（移住交流推進課）

本市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、本市へ移住する者の住宅の新築又は購入に要する経費その他移住に伴い発生する経費に対して補助金を交付します。若い世代の移住も増えているので、事業の周知に努め、定住人口の増加を図ります。

また、中学生以下の扶養する子どもと同居する場合については、当該子1人につき10万円を加算し、子育て世代の移住を支援します。

- ・補助対象期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日まで。
- ・申請件数（同居加算）：70件（令和元年12月末日現在）

基本施策2-5 地域の子育て力向上のための支援

地域における世代間の交流や見守り活動の推進、地域の子育て支援関係機関のネットワークの構築により、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

また、つどいの広場や子育てサロンなどにより子育て親子同士等の交流機会を提供するとともに、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の実施を引き続き支援します。

【将来のビジョン】子育て家庭を取り巻く全ての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みが構築され、子どもが健やかに成長する。

(1) 子育て支援ネットワークづくりに関する事業

2501 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

就学前の乳幼児と保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設において子育て親子の交流と遊びの場を提供し、交流を促進することにより、親子の孤立を防ぐとともに、子育て等に関する相談や情報提供、講習会等の事業を、市内5箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施します。

2502 つどいの広場事業（子育て支援課）

地域子育て支援拠点として、子育て中の親子の交流の機会や子どもの遊びの場を提供するとともに、子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談・助言、地域の子育て関連情報の提供を行い、育児の不安を少しでも解消できるよう努めます。

また、相談から支援につなぐため、関係機関との連携を図ります。

2503 保育所における地域子育て拠点事業（子育て支援課）

市内の認可保育所（岸野保育園・小雀保育園）において、就学前の子育て中の親子を対象に地域の子育て支援事業として、育児不安の解消を目的に相談助言や、基本的な料理教室、障害のある子どもたちのための音楽遊び、講演会等を開催します。

今後も地域全体で子育て家庭を支援するため、地域に開かれた社会資源として保育のもつ専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を促進します。

未満児保育の増加により、利用者の減少は見られますが、通園児との交流等、保育所ならではの事業内容により実施を継続し、育児不安の解消に努めます。

2504 子育てサロン事業（子育て支援課）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供することにより、育児不安の軽減を図ります。

参加児童の低年齢化と参加者の減少がみられることから、今後は利用者数などを勘案し、事業の実施回数や実施場所等を検討しながら実施していきます。

2505 多胎児をもつ親の会への支援「さくらんぼキッズ」（子育て支援課）

多胎児が心身ともに健やかに育つために、保護者が同じ悩みを共有できる場・情報交換の場・仲間作りの場を提供することにより、地域でのサポートする力を推進します。

また、助言・支援の充実を図るとともに、他事業や地域の子育てサークル等との連携をさらに強化し、より効果的な助言・支援に努めます。

2506 児童館午前中開放事業（子育て支援課）

就学前の児童と保護者を対象に、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として、平日（小学校の授業のある日）の午前10時から正午までの間、児童館を開放します。（岩村田・野沢・泉・平根・佐久平浅間の5館で実施）

また、子育てサロン、つどいの広場や各種乳幼児健康診査の場を活用し、事業の周知に努め、利用者の増加と利用の促進を図ります。

2507 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）（2211・再掲）

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つ子どもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

(2) 子育て家庭を応援する地域づくりに関する事業

2508 子育て家庭優待パスポート事業（子育て支援課）

18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗毎に定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。

また、市内の子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、引き続きながの子ども・子育て応援県民会議や商工会議所等と協働し、事業周知に努め、協賛企業の一層の増加を図ります。

2509 オールマイティ1年生事業（子育て支援課）

世界中の小学1年生を対象に、市内のファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流市施設等を、年間を通して無料で利用できる「オールマイティパス」を交付し、知的好奇心や探求心が芽生えた小学1年生の「学び」や「やる気」、「気づき」を育み、物心両面から子育て家庭を応援します。

また、子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、商工会議所等と協働し、事業の周知を積極的に行い、利用者や協賛店舗、協賛企業等の増加を図ります。

2510 保育所等の地域活動事業（子育て支援課）

保育所等有する専門的知識・技術等を子育て家庭に提供して支援するとともに、地域の高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた保育事業活動を展開します。

今後は、新たな地域の特色や様々な年齢、職、文化等の取り入れを行い、活動内容に幅を持たせた事業を行います。

・主な事業：未就園児交流、世代間交流、育児講座の開催、保育所体験の実施

2511 保育キーパー事業（子育て支援課）

核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になるなかで、児童がお年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育を推進するために、公立保育所に保育キーパー（高齢者による保育補助員）を配置します。

2512 ファミリー・サポート事業「ほっとホット」（佐久市社会福祉協議会） （2106・再掲）

地域福祉の増進を図るため、地域住民がお互いに支え合い、助け合って暮らせるよう、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい人を会員とした住民相互援助活動を支援する事業です。現在、社会福祉協議会の独自事業として、育児支援のほか介護支援まで事業を拡大して実施しています。

本事業は、育児等を通して、地域住民が自ら地域で支え合う社会参加の意識を育てていくうえで重要な事業です。本市では社会福祉協議会との連携を図りながら、積極的に本事業の周知に努め、会員登録者の増加と利用促進を支援します。

2513 乳幼児学級事業（公民館）

市内4地区館及び本館を会場に乳幼児と共に保護者がつどい交流し、地域におけるつながりを育む中で、わが子にあった「私の子育て」について考えていく学習の場です。

本事業の定着により、今後、幼児の兄弟姉妹の参加が増えることが予測されるため、保育士の人数を増やしての実施を検討します。

2514 親子ふれあい劇場の開催（公民館）

地域で活動をしている劇団や音楽講師の公演・演奏会を親子で鑑賞し、理解を深めるとともに親子の親睦を図ります。

入場制限や開催会場の変更等を検討し、増加傾向にある参加者への対応を図ります。

2515 親子ふれあい学級（公民館）

市内 7 地区館での制作活動や体験学習等を通して、親子及び祖父母とのふれあい、また参加者同士が交流し合うことで協調性を学び、子どもの健全育成を図ります。

また、親が子どもと向き合うことで、子どもの成長に喜びと生きがいを感じ、親子共に成長できる活動・体験等を実施します。

7 地区館で同時期の実施となりますが、多くの方に参加していただきたいことから、開催日が重ならないように調整します。

2516 小学生の公民館体験学習（公民館）

各地区館において、公民館学習グループの指導により小学 3 年生と小学 4 年生が公民館体験学習をすることで交流を深めるとともに、公民館活動への理解を深めることを目的に実施します。

地区館管轄の小学校との協議により開催規模等が異なるので、小学校との調整を図り、円滑な実施に努めます。

2517 ジュニアリーダー研修事業（生涯学習課）

小学校 5・6 年生を対象に、様々な体験活動を通して「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成と地域のリーダーとしての力を身につけることを目的に実施します。

研修を受けた子どもたちのその後の活躍や活動実績について明確にするため、追跡調査等を視野に入れて、事業の在り方を検討していきます。

- ・主な研修：宿泊研修、夏の自然体験、環境浄化活動、市内施設見学、商業体験、冬の自然体験など。

2518 銀河連邦子ども留学交流事業（生涯学習課）

宇宙科学関連施設が設置されている全国 7 市町で構成する銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、体験活動を通して友好を深め、各共和国の相互理解と、宇宙への夢とロマンを育むことを目的に実施します。

研修参加後の参加報告会等の実施を検討し、研修参加の効果を高めていくことを図ります。

- ・構成市町：北海道大樹町、岩手県大船渡市、秋田県能代市、宮城県角田市、長野県佐久市、神奈川県相模原市、鹿児島県肝付町

2519 佐久市子どもまつり（生涯学習課）

「親子で体験！ものづくり」をテーマに、親子で様々な遊具などを制作し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との世代間交流を図ります。

参加者数の減少に加えて、各課で実施している類似事業もあるため、合併・廃止等を含めた事業の在り方を検討した上で、更なる世代間交流の促進を図ります。

- ・主な内容：紙トンボ、スライム、プラメタル、割りばし鉄砲、バルーンアートなどの体験ブースを設置。展示、啓発コーナーでは、スマホ等の利用によるインターネット上のトラブルやその防止策についてのパネル展示やDVDを上映。

2520 ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）（生涯学習課）

友好都市モンゴル国スフバートル区及び姉妹都市エストニア共和国サク市の一般家庭へのホームステイを通して国際感覚を養うことにより、佐久市を担う人材を育成します。

海外研修の周知やPRを積極的に行うとともに、今後の応募者数の状況によっては、定員数の見直しを検討していきます。

2521 ふるさと創生人材育成事業（子ども交流研修）（生涯学習課）

友好都市モンゴル国ウランバートル市スフバートル区と姉妹都市エストニア共和国サク市の研修生（中学生）を受け入れ、ホームステイや中学校体験入学等を通して、日本の文化・風俗・習慣の理解を求め、子ども同士の友好関係を深めます。

ホストファミリーの間口を広げるべくホストファミリー募集の周知やPRを積極的に行うとともに、小・中学校での交流の様子などを積極的にPRしていきます。

- ・主な交流内容：日本文化体験、市内見学、中学校体験入学、小学校訪問など。

2522 少年センター育成推進協議会活動費交付金（生涯学習課）

各地区の少年センター育成推進員と、地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携による地域活動及び地域体験活動に対して、補助金を交付し、市内育成活動を支援します。

児童数の減少により、育成活動を実施できない地区もあるため、複数地区合同での実施等を促していくことで、育成活動を支援していきます。

2523 青少年補導事業（生涯学習課）

街頭補導等を実施する中で下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」活動や、市内の小、中、高等学校へ情報交換のための学校訪問を実施します。少年センターの活動については、年10回公民館報に掲載する「少年センターだより」の中で、広く市民に啓発します。

子どもたちの生活の変化により、街頭補導で行き会う子どもの数が減少しているため、より有用な活動となるよう、活動の経路や時間等を見直します。

- ・主な活動：街頭補導、環境浄化活動、スクールメンタルアドバイザーとの連絡会議、学校訪問など

3 子どもと子育て家庭の健康づくり

基本施策 3 - 1 母子保健

母子保健事業では、妊娠から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことで、核家族化、少子化、女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化に対応した支援に努めます。

また、妊娠期の不安解消など、安心して出産できる環境を整備するとともに、乳幼児の健やかな成長のため、健康診査と健診後のフォロー教室・相談体制の充実、予防接種の必要性や効果などの啓発を図り、適切な接種を推進します。

【将来のビジョン】母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が増え、地域の結びつきが強まり、孤立せず安心して出産・育児ができる環境が整備されている。

(1) 健康診査事業

3101 妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査は、母子保健法に基づき、通常妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週以降は1週間に1回行われます。その標準実施全14回の妊婦一般健康診査受診費用を受診券（血液検査等含み全23枚）による公費助成で経済的負担の軽減を実施します。

受診券は、母子健康手帳を発行する際に交付して該当者に確実に手渡し、説明を行います。

3102 妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査受診費用を受診券方式により公費助成していますが、その受診券は県外医療機関では使用できないため、里帰り出産等により県外医療機関において妊婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行います。

該当の健診項目を満たしていないため、対象とならない申請もあることから、説明用紙の見直しを行い、周知に努めます。

3103 乳児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、乳児の健康診査を実施します。（4、10か月児健康診査）7か月児健康診査については、県内医療機関にて個別健診を実施します。

多職種で母子保健全般の相談に対応しており、今後も引き続き、地区担当保健師と連携し、必要な支援につなげていきます。

3104 幼児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、幼児の健康診査及び歯科健康診査を実施します。（1歳6か月児、3歳児）

保護者と連絡が取れない場合もあることから、地区担当保健師や保育園・幼稚園等と連携し、受診漏れのないよう、母子の状況把握に努めます。

3105 産婦健康診査事業（健康づくり推進課）

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の助成を行います。

3106 産婦健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）

産婦健康診査受診費用を受診券方式により公費助成していますが、その受診券は県外医療機関では使用できないため、里帰り出産等により県外医療機関において産婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行います。

（2）母子保健相談・指導事業

3107 利用者支援事業・母子保健型（母と子のすこやか相談室）（健康づくり推進課）

発育、発達、育児等母子保健全般にわたり、電話及び来所による個別相談を実施します。また、相談室では、母子手帳・赤ちゃん手帳の交付や妊婦保健指導、出生時保健指導、思春期相談も行います。

必要に応じて地区担当保健師による継続支援に繋ぎ、母子の健康維持を図ります。

また、子育て支援課が担う「基本型」と連携を図り、利用者に対しきめ細かく、切れ目のない支援を行います。

3108 いきいき相談事業（健康づくり推進課）

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、心理発達や言語発達のつまずき、保護者の育児不安等により、公認心理師や言語聴覚士による個別相談が必要と判断される親子に対して、月に1～2回、予約制で心理相談及び言語相談を実施します。

心理相談については、福祉課と連携し個別相談で対応する等、早期に子どもへの支援と保護者の不安軽減ができるよう調整し、タイムリーに相談ができるように努めます。

（3）母子訪問指導事業

3109 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、乳児家庭全戸訪問事業等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

地区担当保健師による要支援者に対する早期介入を今後も継続し、支援に努めます。

その他要保護児童等の支援に資する事業については、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みについて検討を進め、継続した支援が必要な要保護児童等に対する支援を実施します。

3110 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月頃までのお子さんのいるご家族全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を併せて実施します。

なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、訪問担当者、医療機関などと連絡をとりながら、養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）・産後ケア事業による継続的な支援を実施します。

（4）母子育児支援事業

3111 産前学級事業（パパママ教室）（健康づくり推進課）

妊婦及びその夫や家族を対象に、助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話等を実施し、安心して出産が迎えられるよう支援します。

休日コースの申し込みが多く、定員により受け入れができないことがあるため、ゆったりと受けられる平日コースの良さを積極的にPRし、より多くの方が参加できるように努めます。

3112 産後ケア事業（健康づくり推進課）

安心して子育てができる事を目的に、概ね出生後、子が1歳6か月になるまでの母子に対して、心身のケアや育児サポート等を実施します。子1人当たり、2回以内とし、1回500円の自己負担を要します。

3113 離乳食教室（前期・中期）（健康づくり推進課）

月齢にあわせた離乳食作りや、試食提供、離乳食のアドバイスを実施します。併せて保健師、助産師、保育士等の育児相談も実施します。

参加希望者数が開催場所により幅があることから、定員による受け入れ不可を減らすため、月齢などの確認を行い、より多くの方が参加できるように参加者数の少ない支所への振り分けを実施し、スムーズな開催に努めます。

3114 のびのび広場（健康づくり推進課）

乳幼児健診において、発育・発達について再度確認が必要な児を対象に、発育・発達を支援するための個別相談を実施します。

3115 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）

1歳6か月児、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。

参加者の増加に伴い、小集団での活動が困難であることが増えたため、スタッフの人数を確保し、安全に教室を実施できるようにするとともに、適宜、療育支援センター等のサービスにもつなげるよう努めます。

(5) 口腔歯科保健事業

3116 お口の相談日（健康づくり推進課）

市民を対象に歯科衛生士が歯のみがき方などの歯科相談に応じます。広報やホームページ等で周知し、参加者の増加に努めます。

3117 妊婦歯科健診（健康づくり推進課）

市内の実施医療機関にて歯科健診、歯科指導を実施し、妊婦と生まれてくる子どものむし歯予防につなげます。

平成31年度より妊婦の利便性向上のため、個人の歯科医院での受診に切り替えた結果、受診率が高まったため、今後も継続して実施していきます。

3118 2歳児歯っぴー教室（健康づくり推進課）

2歳2か月・3か月児と保護者を対象に歯科健診、むし歯予防の話、仕上げみがきの練習、上の前歯のフッ素塗布（希望者のみ）を実施します。

「2歳児歯っぴー教室」参加者の3歳児歯科健診でのう歯が少ないことから、対象者全員に指導できるような体制づくりを検討します。

3119 乳児う歯予防事業（RDテスト）（健康づくり推進課）

10か月児健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内のむし歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施しています。

食べる物の種類が多くなるこの時期に、口腔内の状況を知ってもらう必要があり、RDテストを行い、唾液中のむし歯菌の量を知ること、保護者のむし歯に対する意識向上を促すとともに、むし歯予防のための生活習慣の改善を図ります。

3120 乳幼児歯科保健指導事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、4か月、10か月、1歳6か月児・3歳児健診の際に歯科保健個別指導（4か月児は小集団）を実施しています。

月齢に応じた歯科指導をすることにより、食べる機能の重要性を周知し、保護者のむし歯に対する意識向上を促すとともに、むし歯予防の生活習慣指導の充実に努め、生活習慣の改善を図ります。

3121 幼児歯科健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を実施しています。日常の生活や親の意識の結果として多数歯のむし歯が現れることがあるため、歯科医師会との連携を図り、むし歯予防と早期に治療を行うよう受診勧奨を行います。

3122 子育てサロン歯科講座（健康づくり推進課）

子育てサロンにおいて歯科衛生士によるむし歯予防の話・指導を実施します。

3123 保育園・幼稚園等口腔衛生指導事業（健康づくり推進課）

歯科衛生士によるむし歯予防の話、歯みがき指導等、また年長児を対象に歯の染め出しを実施しています。

保育園では全園、歯科保健指導を実施していますが、幼稚園・認定こども園については事業実施を希望する園が少ないことから、年長児のフッ素洗口について説明する際に、むし歯予防についての知識の普及と啓発を歯科医師会と連携を図りながら推進していきます。

3124 小・中学校口腔衛生指導（健康づくり推進課）

指導を希望される小中学校の児童・生徒を対象に歯科衛生士によるむし歯・歯肉炎予防の話、ブラッシング指導等を実施します。

希望制での実施のため、多くの小中学校に取り組んでもらえるよう、周知を図り、口腔ケアの重要性の啓発に努めます。

3125 フッ素洗口法によるう歯予防事業（健康づくり推進課）

市立小中学校児童・生徒を対象に、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度900 p p m）を用いて週1回、平成30年度からは年長児も対象とし、0.05%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ化ナトリウム225 p p m）を用いて週5回のフッ素洗口を実施しています。

市内一律の実施状況になるよう、フッ素洗口法についての理解の促進に努めます。

3126 う歯放置対策事業（健康づくり推進課）

保育園、幼稚園等で重症のむし歯により、日常生活に支障が出ている幼児が治療を受けるため、保育所、幼稚園、歯科医師などと連携を図り、根気強く受診等を勧めることにより、保護者がう歯の治療に連れて行くようにします。

（6） 不妊治療助成事業

3127 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）（2406・再掲）

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、必要時に医療機関に治療内容等確認を行い、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

（7） 予防接種事業

3128 定期予防接種事業（健康づくり推進課）

予防接種法に基づき、乳幼児・児童の定期予防種を実施します。ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がんなどの各ワクチンを個別に医療機関で実施します。二種混合は小学校で集団接種を実施します。

対象月例や年齢に合わせた勧奨を継続し、県平均を上回る接種済み率の維持・向上に努めます。

3129 おたふくかぜ任意予防接種事業（健康づくり推進課）

おたふくかぜ予防接種の公的助成を1歳以上2歳未満の幼児に1人につき1回行い、おたふくかぜのまん延防止、それによる難治性難聴の発生を予防します。

（8） 思春期保健事業

3130 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習（健康づくり推進課）

中学生が乳児健診の場において乳児の抱っこ体験・母との交流・妊婦体験を行い、乳児への理解と命の大切さを感じ、思いやりの心を育みます。

早い時期から中学校と連携し、実施の継続を図るとともに実施する中学校の増加に努めます。

（9） 食育に関する事業

3131 食育の推進（健康づくり推進課）

第二次佐久市健康づくり21計画における食育の基本理念『「食を大切にする心を育む」～元気よぶ笑顔あふれるわが家の食卓～』の実現に向けて、「生涯にわたる食育」、「健康長寿を実現する食育」、「佐久の食の理解と継承」の三つの基本目標をもとに、ライフステージに応じた取り組みを展開し、食育を推進します。

また、家庭を原点に、誰もが食を大切にし、みんなで楽しい食生活が営めるよう、出前講座や健診、教室などで、減塩やびんころ食、食育全般について、市民への周知・啓発を行い、食塩摂取量や食事バランスの面の改善を図ります。

3132 食育講座キッズキッチン（子育て支援課）

子どもたちが五感を通して料理を体験し、「たくましく生きる力」を育てる体験型プログラムです。子どもが主役となり、自分で考えて行動することにより、子どもたちの生きる力を育みます。

（10） 施設入所に関する事業

3133 助産産施設入所制度事業（子育て支援課）

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、妊娠、出産の適正時期に助産施設への入所を支援します。

基本施策 3 - 2 小児医療等

体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられるよう、医療機関により適切なサービスを提供します。

また、子育て力向上事業「教えて！ドクター」を活用するなど、育児に関する家族の不安を軽減します。

【将来のビジョン】安心して子どもを生み育てることができる小児医療体制が構築されている。

3201 佐久地域休日小児科急病診療センター事業（健康づくり推進課）

休日における小児科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に設置した「佐久地域休日小児科急病診療センター」で、小児の初期救急疾病に対応します。

将来的な当番医師の不足が懸念されるため、佐久医師会と協議する中で、当番医師の確保に努め、事業の継続を図ります。

3202 佐久地域平日夜間急病診療センター事業（健康づくり推進課）

平日夜間における内科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に設置した「佐久地域平日夜間急病診療センター」で、小児をはじめとする市民の初期救急疾患に対応し、平日夜間に安心して医療が受けられるよう、引き続き事業を継続していきます。

3203 佐久市休日救急歯科診療所事業（健康づくり推進課）

日曜、祝祭日、お盆、年末年始に、佐久歯科医師会の運営協力により、サングリモ中込口腔歯科保健センター内に設置した診療施設で、小児をはじめとする市民の救急歯科診療に対応します。

休日診療により、急病に対応でき、支援につながるため、今後も歯科医師会と連携して対応していきます。

3204 造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業（健康づくり推進課）

小児がんなどの治療を目的とした造血細胞移植によって、定期予防接種ワクチンの免疫が消失したことによる再度の予防接種に要する費用に対して、予算の範囲で助成金を交付します。対象者はワクチン再接種が必要と医師が認める方で、再接種を受ける日において20歳未満の方です。

3205 子育て力向上事業 教えて！ドクター（子育て支援課）（2309・再掲）

子どもの病気について、子育て家庭の不安軽減を図るほか、子育て力向上により、不要不急の病院受診抑制、ひいては医療費の軽減を図る仕組みづくりを目的とし、市が平成27年度から一般社団法人佐久医師会に委託し実施しています。

子どもの病気のホームケア、救急車を呼ぶタイミングや予防接種受診目安等をまとめた冊子・無料アプリを制作し、保育園・幼稚園、母子手帳発行窓口等で配布しています。さらに、小児科医が冊子を用いた出前講座、ホームページやSNSでの情報発信などを行い保護者の啓発に取り組んでいます。

4 仕事と子育ての両立支援

基本施策 4 - 1 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

労働者、事業主、保護者等に対し労働時間の弾力的な運用や育児休業制度等の利用促進など、働き方の見直しへの意識高揚に向けた啓発・広報に努めます。

また、事業主に対しては、雇用や労働に関する法律、各種制度の周知及びその活用に向けた広報・啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組を支援します。

【将来のビジョン】男女ともに子育てと仕事を両立でき、健康で豊かな生活が送れている。また、父親、母親ともに職業生活優先の意識や男女の固定的な役割分担意識を改め、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる。

(1) 働き方の見直しの促進に関する事業

4101 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課）

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしているすべての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

4102 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進（商工振興課）

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

4103 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進（商工振興課）

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取り組みを宣言してもらう県の制度です。

本市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取り組みについて見直しを進めます。

4104 子育て期の女性就業相談（子育て支援課・商工振興課）

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援として、ハローワークや県女性就業相談員と連携した相談会をつどいの広場、児童館において継続的に開催するとともに、市の無料職業紹介所である「さくさくワーク」でも必要な支援を行います。

（２） 男女共同参画の促進に関する事業

4105 男女共同参画の推進（人権同和課）

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大切です。固定的な役割分担意識を改め、男性も女性も仕事や家事、育児に参加することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進も図ります。引き続き男女共同参画の意識浸透を推進していくために、FMさくさいらや広報紙、ホームページ、各種研修会等により、周知・啓発に努めます。

基本施策４－２ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、潜在的なニーズを含めた保育及び児童の放課後対策を行い、多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

【将来のビジョン】多様な働き方に対応するきめ細かな子育て支援が行われ、仕事と子育ての両立ができている。

4201 延長保育事業（子育て支援課）（2101・再掲）

新制度では、保護者は11時間まで保育を利用する保育標準時間と8時間まで保育を利用する保育短時間の認定を受けますが、延長保育事業は、保護者の就労等を支援するため、それぞれの認定された時間を超えて保育を実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた延長保育11時間まで無料化策を実施的に引き継ぐ取り組みを行うとともに、児童の健やかな成長に必要な家庭保育時間確保の視点をもって、保護者の就労支援とのバランスに配慮したサービス提供に取り組んできましたが、労働力不足による就労時間の延長から、保育の必要時間の増加、延長保育利用の増加が進んでいます。

保育士の負担軽減のため、延長時間専従の保育士の確保に加え、子育て経験のある無資格補助職員の導入などにより、職員体制の充実を図ります。

4202 一時預かり事業（子育て支援課）（2102・再掲）

保育所等による一時預かり事業は、保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業です。

また、幼稚園等で行われている預かり保育は、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する事業です。

現在利用していないスペースの活用や一時保育の専用の部屋を持つ保育所に担当の保育士を配置するなど保育の量の確保と質の向上に努め、事業の推進を図るとともに、積極的な周知により事業の認知度の向上を図ります。

また、幼稚園における預かり保育は、平日の平均利用者が200人を越えており需要の高い事業です。近年は、就労形態が多様化し、ひとり親世帯の家庭保育による疲労等から、利用希望が増加しているため、保育士の確保が急務となっています。今後ニーズの動向を把握し、必要に応じ提供数増加について検討しつつ、事業の継続について支援していきます。

4203 休日保育事業（子育て支援課）（2103・再掲）

日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育所で休日保育を実施します。

近年では、就労機会の増大、ニーズの多様化による利用希望の増大、時期による希望数の増減がみられます。必要量の増加や地域ごとの必要量により、実施施設や利用可能数の増加の必要性について検討しながら、事業を継続していきます。

4204 病児・病後児保育事業（子育て支援課）（2104・再掲）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童（病児）や回復期の児童（病後児）を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

1歳から小学校就学前までの児童を対象にして、現在、病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施しています。

今後は、多様化する保育ニーズ、事業の浸透による利用者が増えつつあること、時期による利用希望の差が大きいこと等を勘案し、提供量と必要量の推移に応じ、新たな実施箇所を考慮しながら、方向性を検討していきます。

4205 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）（2105・再掲）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

現在は利用者が少ないので、今後は事業について積極的にPRし、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

4206 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）（2201・再掲）

本市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童を対象にであるとの認識のもと、児童館ガイドラインに沿った運営を行い、児童の放課後の居場所や遊びの場の提供を地域と連携しながら行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する諸問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援のため、児童館の多機能化を図り、引き続き地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

4207 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）（2202・再掲）

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、岩村田児童館・中込児童館において実施しています。

今後は、利用児童や保護者の利便性など考慮し、開館場所の検討も行います。

4208 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）（2205・再掲）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者会が運営しています。

引き続き、国の制度に基づいた支援を行うとともに、事業実施などに関し運営団体と連携を図ります。

4209 放課後子供教室の検討（学校教育課）（2206・再掲）

小学校によっては、地域の方の協力により学校を一部開放して、学習指導等を実施していますが、実施にあたっては、学校管理や教職員の負担増等の課題もあります。臼田地区新小学校についても、当面は小学校周辺に児童館を整備しないことから、必要に応じて、関係部署と連携し、これまでの事例や他自治体の取組等を参考に検討します。

5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

基本施策 5 - 1 児童虐待防止対策

母子保健事業や地域子育て支援事業、相談事業の実施等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努め、児童相談所や警察関係機関と連携し、対策の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止に係る啓発、要保護児童等の早期発見、支援などに取組みます。

【将来のビジョン】全ての子どもが健やかに成長する社会が実現し、児童虐待等に適切に対応できている。

(1) 関係機関との連携及び相談体制の強化に関する事業

5101 要保護児童対策地域協議会運営（子育て支援課）

要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関が協力・連携して、要保護児童等にかかる情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行う協議会を設置しています。

今後は、県佐久児童相談所、医師会、警察署等の関係機関による連携・情報共有をさらに強化・推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

また、虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、長野県（児童相談所）に援助を要請し、連携して対応します。

さらに、虐待通報を受けた中で、本市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育所等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。

その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましいケースには児童養護施設における子育て短期支援事業の利用や、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要なケースには母子生活支援施設への入所など、社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

5102 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）（2105・再掲）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

現在は利用者が少ないので、今後は事業について積極的にPRし、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

5103 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）（2301・再掲）

子どもに関する様々な相談（児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等）について、子ども特別対策推進員が関係機関と連携して相談に応じます。

児童館では、児童館長が家庭児童相談員を兼務しており、来館した保護者の子育て相談に応じます。

相談は、電話や来室のほか、メールでの相談も受け付けし、子育て不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

5104 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を行います。

（2）虐待の発生予防、早期発見、早期対応のための事業

5105 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）（2501・再掲）

就学前の乳幼児と保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設において子育て親子の交流と遊びの場を提供し、交流を促進することにより、親子の孤立を防ぐとともに、子育て等に関する相談や情報提供、講習会等の事業を、市内5箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施します。

5106 子育てサロン事業（子育て支援課）（2504・再掲）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供することにより、育児不安の軽減を図ります。

参加児童の低年齢化と参加者の減少がみられることから、今後は利用者数などを勘案し、事業の実施回数や実施場所等を検討しながら実施していきます。

5107 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）（健康づくり推進課） （3109・再掲）

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、乳児家庭全戸訪問事業等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

地区担当保健師による要支援者に対する早期介入を今後も継続し、支援に努めます。

5108 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課） （3110・再掲）

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月頃までのお子さんのいるご家族全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を併せて実施します。

なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、訪問担当者、医療機関などと連絡をとりながら、養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）・産後ケア事業による継続的な支援を実施します。

5109 産後ケア事業（健康づくり推進課）（3112・再掲）

安心して子育てができる事を目的に、概ね出生後、子が1歳6か月になるまでの母子に対して、心身のケアや育児サポート等を実施します。子1人当たり、2回以内とし、1回500円の自己負担を要します。

5110 児童虐待防止の啓発（子育て支援課）

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、11月の児童虐待防止推進月に、児童虐待防止を啓発する横断幕の掲示、学校、病院、保育所、自治会、医療機関等へのポスターの配布、また、各家庭へのリーフレットの配布、広報紙等での呼びかけなど、広報・啓発を行い、児童虐待防止に努めていきます。

基本施策5-2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等※に対しては、母子・父子自立支援員、就業支援員、子ども特別対策推進員などによる相談・情報提供を行い、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策などにより総合的な自立支援を推進します。

※ひとり親家庭等：母子世帯、父子世帯、養育者世帯が該当します。平成28年度全国ひとり親世帯等調査では、以下のように定義づけられています。

母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯：父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

【将来のビジョン】ひとり親家庭等への様々な支援が推進され、自立した生活を送っている。

（1）子育て・生活支援に関する事業

5201 母子・父子自立支援員の設置（子育て支援課）

ひとり親家庭で児童を養育している人及び寡婦・寡夫の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、関係機関と密に連携をとりながら悩み事の解決や自立を図ります。

5202 母子家庭等家庭協力員派遣事業（子育て支援課）

母子家庭等が自立を促進するために必要な事由若しくは疾病等の事由により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合において、市が家庭生活支援員を派遣し、その日常生活の支援を行います。

佐久市社会福祉協議会の実施するファミリー・サポート事業“ほっとホット”と類似していることから、同協議会が行う事業を活用し実施していきます。

5203 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）（5104・再掲）

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を継続して行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を継続していきます。

5204 母子・父子・寡婦福祉会補助事業（子育て支援課）

母子・父子・寡婦福祉の推進を図る佐久市母子寡婦福祉会の運営に対し補助を行い、母子家庭等の会員の親睦と生活の向上を図ります。

（2）就業支援に関する事業

5205 自立支援教育訓練給付事業（子育て支援課）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、ホームヘルパー等）を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額を継続して支給し、自立を支援します。

5206 高等技能訓練促進費等給付事業（子育て支援課）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、2年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能促進費等を支給していきます。

5207 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子育て支援課）

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

5208 県就業支援員制度（子育て支援課）

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

（3）経済的負担の軽減に関する事業

5209 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）（2410・再掲）

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を継続して支給していきます。

5210 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を県が事業主体となり貸付けます。

市では、貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担い、自立を促進するために制度の一層の周知を図ります。

5211 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課） （2411・再掲）

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家庭の負担軽減を図ります。

診療報酬の改定や医療に関する単価の増額などが見込まれるので、扶助費（給付費）の確保に努めます。

5212 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）（2412・再掲）

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

5213 子どもの学習・生活支援事業（福祉課）

学習・生活面で支援が必要とされる生活困窮世帯を対象に、学習の習慣づけ・基礎学力向上のための学習支援及び保護者に対する相談支援を行います。

基本施策5－3 障がい児支援

在宅支援や就学支援を含めた教育支援の提供等の総合的な取組を推進し、保健・福祉・医療・教育分野等の関係機関との連携を図りながら、年齢や障がいの特性に応じた相談・支援体制の充実を図ります。

また、佐久市療育支援センター等による支援を強化し、教育・保育施設等における受入れ体制を整えます。

さらに、関係機関との連携により、障がいの早期発見、早期支援とともに、重症心身障がい児やその家族の生活を支援するためのネットワークづくりを推進し、発達に課題がある児童に対する正しい理解を広めるとともに、親子療育支援を推進します。

【将来のビジョン】障がい児等の特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できている。

(1) 母子育児支援に関する事業

5301 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）（3115・再掲）

1歳6か月児、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。参加者の増加に伴い、小集団での活動が困難であることが増えたため、スタッフの人数を確保し、安全に教室を実施できるようにするとともに、適宜、療育支援センター等のサービスにもつなげるよう努めます。

5302 ダウン症をもつ親の会への支援事業（福祉課）

親の会からの要請がある際に、ダウン症児をもつ親への必要な支援を行います。

5303 重症心身障がい児をもつ親の会への支援（福祉課）

重症心身障がい児をもつ親へ支援を行います。また、定期的開催される情報交流会等への参加及び随時相談に応じることにより、保護者の精神的支えになるよう努めます。

(2) 口腔歯科保健に関する事業

5304 障がい児訪問歯科指導事業（健康づくり推進課）

在宅の障がい児宅を歯科衛生士が訪問し、歯科保健指導等を実施します。また、対象児童の把握に努め、保護者に対して事業の周知を図り、口腔ケアの指導を行います。

訪問希望が少ない現状ですが、引き続き関係部署と連携し、必要に応じて対応できるよう努めます。

5305 障がい児施設等歯科指導（健康づくり推進課）

指導を希望される施設等の利用者を対象に歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防の話、ブラッシング指導等を実施します。また、障がい児を対象にするだけでなく、施設職員等に対する指導にも努めます。

(3) 心身障がい児対策

5306 療育支援センター管理運営事業（福祉課）

児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として、障がいを持つ児童や発達が気になる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、健全な親子関係の形成のための指導援助を行うほか、障がいや発達に関する相談、講演会、関係者の研修会、情報交換のための事業を行います。

また、支援関係者との連携を密にし、児の特性に合わせた療育を提供することにより、次のライフステージにつながる継続的かつ統一した支援に努めます。

5307 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）

市内保育所・幼稚園において、障がいを持つ児童や発達の気になる児童について、保健師、公認心理師の専門職が訪問し、保護者若しくは園からの相談に応じ、必要な助言、指導、発達検査等を実施します。

5308 発達障がい児（者）支援担当者連絡会議（福祉課）

市庁内の保健、福祉、教育、保育の部署の関係者が一堂に会する機会を設け、発達の気になる児童等に係る支援施策の検討、情報共有、知識技能の向上等横断的な連携を図ります。

5309 通所・通園費等推進事業費（福祉課）

県内の心身障がい児（者）施設に入所している障がい児（者）の通所や帰省のため、必要な交通費を補助し利用者家族の負担軽減を図ります。

（４） 障がい児福祉に関する事業

5310 障害児福祉手当給付事業（福祉課）（2408・再掲）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

5311 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）（2409・再掲）

国の事業で、精神又は身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父又は母に支給するものであり、市は県に進達を行っています。障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

5312 心身障がい児（者）タイムケア事業（福祉課）

在宅で生活する心身障がい児（者）が、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護を委託します。事業の周知を行うとともに、適切な実施に努め、利用者及びその家族の地域生活を支援します。

5313 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業（福祉課）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、早期に補聴器を装用することにより、聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上等を目的として、補聴器の購入又は修理に係る費用に対し補助します。事業の周知を行い適切な実施に努め、身体障がい児の日常生活の自立を促進します。

5314 障害児通園施設利用児療育支援事業（福祉課）

障がい児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減するため、同一世帯から2人以上の就学児童が通園施設又は保育所等に通園している場合、2人目以降について利用者負担を軽減し、利用者の生活を支援します。

(5) 障がい者自立支援に関する事業

5315 補装具給付事業（福祉課）

身体障害者手帳所持者が購入する補装具（車椅子、短下肢装具等）の購入費を給付します購入する補装具の購入費を給付します。事業周知を行い適正な給付に努めます。

5316 居宅介護サービス事業（居宅介護事業ホームヘルプサービス）（福祉課）

障がい児（者）に対して、自宅入浴、排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。事業所と連携し利用者の日常生活を支援します。

5317 障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）（福祉課）

児童発達支援事業所等の施設において通わせ、必要な訓練等その他の便宜を供与します。事業所と連携し日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上を支援します。

5318 短期入所サービス事業（短期入所事業ショートステイ）（福祉課）

在宅で生活する障がい児（者）が保護者・介護者の病気その他の理由により家庭において介護を受けることができない場合に短期間、夜間も含め施設入所による介護を行います。事業所と連携しながら必要な支援を行います。

5319 行動援護サービス事業（行動援護事業外出支援）（福祉課）

著しく判断能力が制限されている障がい児（者）の危険を回避するために必要な支援及び外出の支援をし、障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

(6) 障がい者地域生活支援に関する事業

5320 相談支援事業（福祉課）

障がい児（者）の福祉に関する諸般の問題につき、障がい児（者）、保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、各相談支援事業所と連携をとり、利用者のニーズに沿ったサービスに結び付けるマネジメントを図り、問題解決を支援します。

5321 日中一時支援事業（福祉課）

障がい児（者）の家族の就労支援及び介護者の休息を目的として、障害児者の日中における活動の場を確保します。事業の周知を行い、利用者家族の負担軽減に努めます。

5322 移動支援事業（福祉課）

屋外での移動に困難がある障がい児（者）に対し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出のための支援を行います。また、事業の周知により、更なる障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

5323 障害者訪問入浴サービス事業（福祉課）

家庭において入浴が困難な障がい児（者）に対して、利用者宅で介助による入浴又は簡易浴槽による入浴サービスを行います。障がい児（者）とその家族への周知に努め、利用者の日常的な援助の充実を図ります。

5324 日常生活用具給付等事業（福祉課）

重度障がい児（者）に対して、日常生活支援のための用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るとともに、事業を周知し適切な実施に努めます。

5325 育成医療（福祉課）

18歳未満の身体に障がいのある児童が、身体上の障がいを取り除いたり、障がいの程度を軽くしたりするために指定医療機関で必要な医療を受けた場合に医療費を助成します。事業の周知を行い、利用者家族の負担軽減を図ります。

5326 障害（児）者等自立生活体験事業（福祉課）

入院・入所中の障がい（児）者に対して、障害福祉サービスを提供して、地域の生活に必要な生活体験を行い地域社会への移行に必要な能力や自立意欲の向上を図ります。

（7）教育支援体制に関する事業

5327 児童館での養護学校児童生徒の受け入れ（子育て支援課）

児童館において、重度の障がいのある児童生徒に遊びや活動の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。

また、保護者、養護学校と連携を図り、児童生徒にとって過ごしやすい場所を提供します。

5328 障がい児保育事業（子育て支援課）（1311・再掲）

集団保育が可能な保育に欠ける障がい児を保育所で受け入れる事業です。

障がい児に対する保育の量を確保するため、公立保育園で加配保育士を配置し、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制を整えます。

また、障がい児の受け入れを行う私立保育所に対し、補助金を交付することで運営の安定を図ります。加えて、公立・私立ともに障害児担当保育士への研修を行い、児童の症状・対処法等に関する知識・技能の取得を図ります。

さらに、医療的ケア児受け入れ拡大のため、国の補助事業の活用を検討します。

5329 保育所巡回相談（子育て支援課）（1313・再掲）

市保育所障がい児入所検討委員（子ども特別対策推進員が兼務）が、公立保育所を巡回訪問し、配慮を要する児童などの活動の様子や雰囲気把握のうえ、子どもに応じた対応方法について助言を行うとともに、継続的な指導機会を確保していきます。

これにより、保育所における支援体制を整え、併せて、保育士の資質の向上を図ります。また、相談人員の増員にむけて国の支援制度の活用を検討していきます。

5330 就学支援事業（学校教育課）（2303・再掲）

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の早期からの就学相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員による学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

就学相談件数等が増加している中、幼稚園・保育園、市福祉部局、小中学校及び就学支援委員会専門員との連携を密にし、早い段階で対応することにより対象児童生徒の早期の自立を促します。

5331 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）（2304・再掲）

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障がい傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活が送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

市福祉部局や健康づくり部局との連携により、増えつつある特別な支援が必要な児童生徒の、早い段階での自立支援を図るとともに、特別支援教育支援員の質の向上や充実に努めます。

5332 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）（5307・再掲）

市内保育所・幼稚園において、障がいを持つ児童や発達の気になる児童について、保健師、公認心理師の専門職が訪問し、保護者若しくは園からの相談に応じ、必要な助言、指導、発達検査等を実施します。

基本施策 5 - 4 子どもの貧困対策

国は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、同年8月には子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、長野県では、平成29年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部に貧困対策を位置付け策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

令和元年6月に法律が改正され、市町村に対しても子どもの貧困対策に係る計画の策定が努力義務化されたことから、本計画に位置付け、佐久市においても困難を抱える子どもたちが、将来的に夢や希望を持って成長していけるよう法律に規定する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」に関する施策を実施していきます。

さらに、これらの施策を効果的に運用するため切れ目のない支援と地域との連携強化を進めます。

【将来のビジョン】子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育っている。

（1）教育の支援

全ての子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくためには、全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することが必要です。将来子どもたちが希望に沿った進学を行い、多様な職業の選択ができるようになり、能力や可能性を最大限に生かせるように、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行うことが重要です。

5401 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）（2412・再掲）

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることがなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

5402 子どもの学習・生活支援事業（福祉課）（5213・再掲）

学習・生活面で支援が必要とされる生活困窮世帯を対象に、学習の習慣づけ・基礎学力向上のための学習支援及び保護者に対する相談支援を行います。

5403 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）（2211・再掲）

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つ子どもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

(2) 生活の支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように、また、家庭の経済状況によって健康や健やかな成長が損なわれることがないように、安定した生活の確保や自立の促進など、子どもの保護者も含めた総合的な生活面の支援を行っていきます。

5404 母子・父子自立支援員の設置（子育て支援課）（5201・再掲）

ひとり親家庭で児童を養育している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、関係機関と密に連携をとりながら悩み事の解決や自立を図ります。

5405 母子家庭等家庭協力員派遣事業（子育て支援課）（5202・再掲）

母子家庭等が自立を促進するために必要な事由若しくは疾病等の事由により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合において、市が家庭生活支援員を派遣し、その日常生活の支援を行います。

佐久市社会福祉協議会の実施するファミリー・サポート事業“ほっとホット”と類似していることから、同協議会が行う事業を活用し実施していきます。

5406 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）（5104・再掲）

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を継続して行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を継続していきます。

5407 母子・父子・寡婦福祉会補助事業（子育て支援課）（5204・再掲）

母子・父子・寡婦福祉の推進を図る佐久市母子寡婦福祉会の運営に対し補助を行い、母子家庭等の会員の親睦と生活の向上を図ります。

(3) 保護者に対する就労の支援

子どもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要となります。また、保護者の働く姿を子どもに示すことは、子どもたちに将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止にあたり大きな教育的意義があります。社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、保護者自身が抱えている課題などのために就労の機会や十分な就労収入が得られないことも少なくありません。特に、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま、不安定な就労形態にある家庭も多く、子どもたちが安定した生活を送ることができるように、ひとり親家庭を含め、それぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行っていきます。

また、子育てしやすい労働環境となるよう企業等に対しても啓発を行います。

5408 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課）（4101・再掲）

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、

事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしているすべての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

5409 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進 (商工振興課) (4102・再掲)

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

5410 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の 促進 (商工振興課) (4103・再掲)

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取り組みを宣言してもらう県の制度です。

本市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取り組みについて見直しを進めます。

5411 子育て期の女性就業相談 (子育て支援課・商工振興課) (4104・再掲)

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援について、県女性就業相談員と連携し、つどいの広場、児童館において相談会を継続して開催します。

5412 自立支援教育訓練給付事業 (子育て支援課) (5205・再掲)

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、ホームヘルパー等）を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額を継続して支給し、自立を支援します。

5413 高等技能訓練促進費等給付事業 (子育て支援課) (5206・再掲)

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、2年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能促進費等を引き続き支給していきます。

5414 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て支援課) (5212・再掲)

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の

一部を支給します。

5415 県就業支援員制度（子育て支援課）（5207・再掲）

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

（４） 経済的支援

経済的支援は、世帯の生活の基礎を下支えするものとして、大変重要な位置づけにあります。既に実施している公的な経済的支援への確実なつながりを実施するための相談員の育成を行うとともに、地域性にも鑑みた、経済的支援の確保に努めます。

5416 児童手当支給事業（子育て支援課）（2401・再掲）

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者への手当支給を継続して実施していきます。

5417 子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）（2403・再掲）

中学校修了前の子どもが医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家庭の負担軽減を図ります。

平成29年4月診療分から、助成範囲を拡大したため、診療報酬の改定や医療に関する単価の増額などにより、事業費の増額が想定されるため、扶助費（給付費）の確保に努めます。

5418 未熟児養育医療費給付事業（国保医療課）（2404・再掲）

養育のため、病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療給付を行うとともに、扶助費（給付費）の確保に努めます。

5419 多子世帯の保育料軽減（子育て支援課）（2405・再掲）

多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減することにより、第3子以降を生み、育てやすい環境を整えることを目的に、国や県の基準を参考に第2子以降の子の保育所等の保育料を軽減してきましたが、今後は、幼児教育・保育の無償化により3歳未満児についてのみ実施していきます。また、多子世帯の保護者負担の軽減については、他の自治体の状況も参考に更なる検討を行い事業の拡充に努めます。

5420 通園費補助事業（子育て支援課）（2407・再掲）

最寄りの保育所までの距離が4km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

今後は、公立保育所から私立への移管を含めた保育所の統廃合により、施設数は減少するものの、対象者は増加が見込まれるため、必要量の推移に応じた事業の見直しを含めた検討を行います。

5421 障害児福祉手当給付事業（福祉課）（2408・再掲）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

5422 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）（2409・再掲）

国の事業で、精神又は身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父又は母に支給するものであり、市は進達事業を行っています。重度の障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

5423 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）（2410・再掲）

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を継続して支給していきます。

5424 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課） （2411・再掲）

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家庭の負担軽減を図ります。

診療報酬の改定や医療に関する単価の増額などが見込まれるので、扶助費（給付費）の確保に努めます。

5425 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）（5209・再掲）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を県が事業主体となり貸付けます。

市では、貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担い、自立を促進するために制度の一層の周知を図ります。また、訪問指導等を行うことにより、滞納者の減少に努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。

本市の教育・保育事業は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、第一期に引き続き、子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を7行政ブロックに設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。公共施設や保育所、認定こども園、児童館等において、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

子ども・子育て支援法に基づき、本計画では教育・保育事業等の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるか）と、それに対応する「確保方策」（＝いつ・どのくらい供給するか：提供体制の確保の内容とその時期）について定めることとしています。

ただし、個人のニーズに応じ、広域的に利用ができるように、市全体を一区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します。

【本市における教育・保育提供区域】



【教育・保育の区域設定】

事業名	区域設定にあたっての理由	区域
1号認定・2号認定 (幼稚園部分)	現在の市内幼稚園の利用実態は、中学校区を超えての利用が一般的です。 また、中学校区で区域を設定した場合、幼稚園が存在しない区域もあることから、市全域を1区域として設定します。	市全域
2号認定・3号認定 (保育所部分)	保育所利用者については、自宅から施設等への移動の利便性や生活圏を考慮し、中学校区の7区域として設定します。 これにより、地域ごとの特性や局地的な需要の増減にもきめ細かい対応が可能となります。	7区域 (中学校区)

【地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

事業名	区域設定にあたっての理由	区域
延長保育事業	保育所において提供する事業であるため、保育提供区域と同様に設定します。	7区域 (中学校区)
一時預かり他事業	保護者の通院や不定期の就労及び子育てに伴う負担軽減等のための一時的な利用であることから、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
病児・病後児保育事業	現在、市内一か所ずつで実施しており、現在の実施状況を勘案して市全域を1つの区域として設定します。	市全域
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を養育する事業です。市全域を1つの区域として設定します。	市全域
ファミリー・サポート事業 “ほっとホット” (ファミリー・サポート・センター事業)	佐久市社会福祉協議会において実施しており、現在の利用状況と同じく、市全域を1つの区域として設定します。 ※国が示すファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)は、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)を会員として、住民相互援助を支援する事業で、子どもの軽い病気時等の預かりや送迎なども実施する内容です。	市全域
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	本市では、放課後児童健全育成の主要施策として、自由来館制の児童館を各小学校区に原則1施設ずつ整備していますが、現在、2か所の民設放課後児童クラブが広域的ニーズに対応していることから、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
利用者支援事業	全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を広域的に実施するため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
地域子育て支援拠点事業	現在の利用状況が、居住地域以外での利用も一般的になっていることから、市全域を1つの区域として設定します。 実施場所：サングリモ中込内、あさしな保育園内、もちづき保育園内、うすだ健康館内、イオンモール佐久平店内、岸野保育園内、小雀保育園内	市全域
妊婦一般健康診査事業	希望する医療機関にて受診する事業であり、細かな区域設定に馴染まないため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
養育支援訪問事業	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域

2 量の見込みと確保の方策

【量の見込みの考え方】

量の見込みの算定にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、ニーズ調査結果から算出した利用意向に推計される児童数を乗じた数値や本市の利用実績とその伸び率を勘案して、各事業の量の見込みを補正のうえ、算定しました。

【第二期計画期間における推計児童数】

直近5年間の住民基本台帳の人口をベースにした、第二期の計画期間における推計児童数は下表のとおりです。

推計の手法は、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法※」を使用しています。

＜第二期計画期間における推計児童数＞

年齢	実績値	推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	686	714	703	696	686	676
1歳	800	714	742	731	724	713
2歳	759	809	722	750	739	732
3歳	815	772	823	734	762	751
4歳	788	818	775	826	737	765
5歳	879	787	817	774	825	736
6歳	836	881	789	819	776	827
7歳	851	844	890	797	828	784
8歳	919	850	842	887	796	826
9歳	844	918	849	841	886	795
10歳	870	847	921	852	844	889
11歳	871	876	852	927	857	849
0～2歳	2,245	2,237	2,167	2,177	2,149	2,121
3～5歳	2,482	2,377	2,415	2,334	2,324	2,252
就学前計	4,727	4,614	4,582	4,511	4,473	4,373
6～8歳	2,606	2,575	2,521	2,503	2,400	2,437
9～11歳	2,585	2,641	2,622	2,620	2,587	2,533
小学生計	5,191	5,216	5,143	5,123	4,987	4,970
合計	9,918	9,830	9,725	9,634	9,460	9,343

※コーホート変化率法：過去における実際の人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(1) 教育・保育等の質の確保及び向上（教育・保育事業）

子どもの出生数は年々減少傾向にあります。保育所の全体の入所児童数は横這い傾向となっております。

入所児童を年齢別にみますと3歳以上児は減少傾向しているものの、3歳未満児は増加傾向にあります。

1101 1号認定及び2号認定【幼稚園】

- ・1号認定：保育の必要性のない学校教育意向がある満3歳以上の小学校就学前児童
- ・2号認定：保育の必要性の認定を受け、教育を希望する満3歳以上の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（0.992）を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園による学校教育を望む1号・2号認定については、現在、市内で運営されている5幼稚園の現在の利用定員数により、将来における量の見込みを確保できる状況となっています。また、ニーズは減少していくと考えられるが、設定にあたっては幼稚園の新制度への移行を各年度で一定数見込んで算定しました。

今後は、幼稚園の認定子ども園への移行を促し、適宜、見直しを行っていきます。

<市内全域>

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	770	753	755	765

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	739	733	727	722	717
②確保方策 (特定教育・保育施設)	739	733	727	722	717
差（②-①）	0	0	0	0	0

1102 2号認定【認定こども園及び保育所】（3～5歳児）

・2号認定：保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の小学校就学前児童

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（0.989）を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込み（利用に関するニーズ量）を算定しました。

地区別の見込み量の算出においては、市内全域同様に、第1期の計画期間における地区別の実績の伸び率の平均を算出しています。ただし、第1期の計画期間における利用実績の増減がみられる場合は、伸び率の計算からその年度の実績を除いて補正を行い、量の見込みを算出しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

7提供区域のうち、確保方策（ニーズ量に対して本市で提供可能な量）数値が量の見込みを確保できていない区域は2区域（中込・望月）となっており、5区域は量の見込みを確保できる提供体制となっています。

量の見込みが確保できていない2区域（中込・望月）については、保育所の統合を進めるとともに、保育所の入所定員の適正化し、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、提供体制の確保を図ります。

＜市内全域＞

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	1,816	1,823	1,805	1,756

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	1,737	1,718	1,699	1,681	1,663
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	1,876	1,876	1,876	1,876
	協働保育園	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	1,876	1,876	1,876	1,876
差（②-①）	139	158	177	195	213

< 浅間地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	570	581	569	553

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		542	532	521	511	500
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	577	577	577	577	577
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	577	577	577	577	577
差(②-①)		35	45	56	66	77

< 中込地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	241	259	263	272

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		282	293	304	315	326
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	278	278	278	278	278
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	278	278	278	278	278
差(②-①)		▲4	▲15	▲26	▲37	▲48

<野沢地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	456	442	433	406

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	394	382	371	360	349
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	432	432	432	432
	協働保育園	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	432	432	432	432
差(②-①)	38	50	61	72	83

<東地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	94	82	79	77

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	75	73	70	68	66
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	78	78	78	78
	協働保育園	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	78	78	78	78
差(②-①)	3	5	8	10	12

<白田地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	226	233	232	227

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		224	220	218	214	211
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	245	245	245	245	245
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	245	245	245	245	245
差(②-①)		21	25	27	31	34

<浅科地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	98	94	85	85

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		82	79	75	72	69
② 確保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	131	131	131	131	131
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	131	131	131	131	131
差(②-①)		49	52	56	59	62

<望月地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	131	132	144	136

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		138	139	140	141	142
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	135	135	135	135	135
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	135	135	135	135	135
差(②-①)		▲3	▲4	▲5	▲6	▲7

1103 3号認定【0歳児】

- ・3号認定：保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均(1.107)を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

地区別の見込み量の算出においては、市内全域同様に、第1期の計画期間における地区別の利用実績の伸び率の平均を算出しています。ただし、第1期の計画期間における利用実績の増減がみられる場合は、伸び率の計算からその年度の実績を除いた補正や、市内全域の伸び率を用いて補正を行い、量の見込みを算出しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

就学前児童数は、出生数の減少により年々減少していますが、入所児童数は増加傾向にあります。今後さらに女性の就業率の増加が見込まれることから、0歳児の入所希望の増加も予測されます。

7提供区域のうち、確保方策数値が量の見込みを確保できていない区域は6区域(浅間以外)となっており、浅間地区のみ量の見込みを確保できる提供体制となっています。

量の見込みを確保できていない6区域については、地域型保育事業の参入、保育所の改築・統合、幼稚園の認定こども園への移行、保育所の入所定員の適正化により保育の必要量を確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、地域の実情に合わせて適切に対応し、待機児童※を出さない取り組みをします。

※待機児童：入所申請しているにもかかわらず、定員がいっぱいであるため入所待ちしている状態の児童をいう。ただし、他に入所可能な施設があるにもかかわらず希望の施設に入所するために待機している児童は含まない。

＜市内全域＞

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	132	147	135	179

（単位：人）		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		190	198	208	216	224
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	183	183	193	205	205
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	10	10	10	10	10
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	5	10	10	10	10
	計	198	203	213	225	225
差（②-①）		8	5	5	9	1

＜浅間地区＞

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	42	48	40	52

（単位：人）		2020年度 令和 2 年度	2021年度 令和 3 年度	2022年度 令和 4 年度	2023年度 令和 5 年度	2024年度 令和 6 年度
①量の見込み		55	58	60	64	65
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 （保育園・幼稚園等）	55	55	55	55	55
	特定地域型 保育事業 （小規模保育事業）	10	10	10	10	10
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	5	5	5	5
	計	65	70	70	70	70
差（②-①）		10	12	10	6	5

<中込地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	18	25	23	29

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		31	32	34	35	36
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	35	35	35	47	47
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	35	35	35	47	47
差(②-①)		4	3	1	12	11

<野沢地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	34	32	25	36

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		38	40	42	43	45
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	34	34	44	44	44
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	5	5	5	5	5
	計	39	39	49	49	49
差(②-①)		1	▲1	7	6	4

<東地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	2	8	4	11

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		12	12	13	13	14
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	10	10	10	10	10
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	10	10	10	10	10
差(②-①)		▲2	▲2	▲3	▲3	▲4

<白田地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	27	25	27	31

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		33	34	36	37	39
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	29	29	29	29	29
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	29	29	29	29	29
差(②-①)		▲4	▲5	▲7	▲8	▲10

< 浅科地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	8	7	9	12

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		13	13	14	14	15
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	11	11	11	11	11
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	11	11	11	11	11
差(②-①)		▲2	▲2	▲3	▲3	▲4

< 望月地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	1	2	7	8

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		8	9	9	10	10
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	9	9	9	9	9
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	9	9	9	9	9
差(②-①)		1	0	0	▲1	▲1

・3号認定：保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（1.089）を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

地区別の見込み量の算出においては、市内全域同様に、第1期の計画期間における地区別の実績の伸び率の平均を算出しています。ただし、第1期の計画期間における利用実績の増減がみられる場合は、伸び率の計算からその年度の実績を除いて補正を行い、量の見込みを算出しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

就学前児童数は、出生数の減少により年々減少していますが、入所児童数は増加傾向にあります。今後さらに女性の就業率の増加が見込まれることから、1、2歳児の入所希望の増加も予測されます。

7提供区域のうち、確保方策数値が量の見込みを確保できていない区域は5区域（臼田・浅科以外）となっており、臼田・浅科地区のみ量の見込みを確保できる提供体制となっています。

量の見込みを確保できていない5区域については、地域型保育事業の参入、保育所の改築・統合、幼稚園の認定こども園への移行、保育所の入所定員の適正化により保育の必要量を確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、地域の実情に合わせて適切に対応し、待機児童を出さない取り組みをします。

＜市内全域＞

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	538	580	632	695

（単位：人）		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		738	734	766	781	795
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 （保育園・幼稚園等）	738	738	748	758	758
	特定地域型 保育事業 （小規模保育事業）	28	28	28	28	28
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	11	20	20	20	20
	計	777	786	786	806	806
差（②－①）		39	52	30	25	11

< 浅間地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	180	169	208	233

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		247	246	257	262	266
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	231	231	231	231	231
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	28	28	28	28	28
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	9	9	9	9
	計	259	268	268	268	268
差(②-①)		12	22	11	6	2

< 中込地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	88	82	95	118

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		125	125	130	133	135
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	113	113	113	123	123
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	113	113	113	123	123
差(②-①)		▲12	▲12	▲17	▲10	▲12

<野沢地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	130	148	145	148

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		158	156	163	166	169
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	155	155	165	165	165
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	11	11	11	11	11
	計	166	166	176	176	176
差(②-①)		8	10	13	10	7

<東地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	19	22	22	27

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		29	29	30	30	31
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	28	28	28	28	28
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	28	28	28	28	28
差(②-①)		▲1	▲1	▲2	▲2	▲3

<白田地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	48	98	92	97

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		103	102	107	109	111
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	119	119	119	119	119
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	119	119	119	119	119
差(②-①)		16	17	12	10	8

<浅科地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	29	29	31	32

(単位：人)		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		34	34	35	36	37
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	48	48	48	48	48
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	48	48	48	48	48
差(②-①)		14	14	13	12	11

<望月地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	44	32	39	40

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	42	42	44	45	46
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	44	44	44	44
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	協働保育園	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	44	44	44	44
差(②-①)	2	2	0	▲1	▲2

<満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値>

計画期間の各年度における満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値は、以下のとおりです。

(単位：%)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①保育利用率	43.5	44.9	44.6	45.2	45.8

(注) 保育利用率＝3歳未満(3号認定)の利用定員(確保方策の合計)÷3歳未満の人口

(2) 多様な子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業）

2101 延長保育事業（子育て支援課）

保護者の就労時間や家庭の事情等により、保育所において通常の保育時間を越え、保育を必要とする園児に対して、保育を実施する事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（1.019）を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

地区別の見込み量の算出においては、市内全域同様に、第1期の計画期間における地区別の実績の伸び率の平均を算出しています。ただし、第1期の計画期間における利用実績の増減がみられる場合は、伸び率の計算からその年度の実績を除いた補正や、市内全域の伸び率を用いて補正を行い、量の見込みを算出しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現在本市では、25園（公立15保育所、私立9保育所、私立1認定こども園）全ての園で延長保育が実施されており、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

<市内全域> 年間延べ利用者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	232,179	247,388	257,349	245,544

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	250,168	254,879	259,679	264,570	269,553
②確保方策	250,168	254,879	259,679	264,570	269,553
差（②-①）	0	0	0	0	0

< 浅間地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	73,210	81,260	80,197	80,114

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	80,044	79,947	79,823	79,671	79,488
②確保方策	80,044	79,947	79,823	79,671	79,488
差(②-①)	0	0	0	0	0

< 中込地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	35,386	38,757	38,424	39,904

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	40,744	41,586	42,432	43,279	44,127
②確保方策	40,744	41,586	42,432	43,279	44,127
差(②-①)	0	0	0	0	0

< 野沢地区 >

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	49,997	53,269	57,517	41,592

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	42,641	43,700	44,771	45,851	46,941
②確保方策	42,641	43,700	44,771	45,851	46,941
差(②-①)	0	0	0	0	0

<東地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	10,032	9,825	9,951	11,432

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	12,409	13,466	14,606	15,838	17,167
②確保方策	12,409	13,466	14,606	15,838	17,167
差(②-①)	0	0	0	0	0

<白田地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	42,715	43,167	46,411	45,393

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	46,536	47,693	48,861	50,040	51,229
②確保方策	46,536	47,693	48,861	50,040	51,229
差(②-①)	0	0	0	0	0

<浅科地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	10,376	11,815	10,901	11,419

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	11,708	12,000	12,295	12,592	12,891
②確保方策	11,708	12,000	12,295	12,592	12,891
差(②-①)	0	0	0	0	0

<望月地区>

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	10,463	9,295	13,948	15,690

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	16,086	16,487	16,891	17,299	17,710
②確保方策	16,086	16,487	16,891	17,299	17,710
差(②-①)	0	0	0	0	0

2102 一時預かり事業（子育て支援課）

保護者の疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において、児童を一時的に預かる事業および幼稚園・認定こども園において、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預り保育事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

幼稚園型の一時預かりについては、第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均(0.973)を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

また、幼稚園型を除いた一時預かりについては、利用実績の減少の大きかった平成28年度／平成27年度の伸び率を除いた、第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均(0.955)を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園の一時預かり事業は、現在の利用実績から量の見込みは確保されています。
保育所の一時預かり事業は、既存の公立保育所の空き室等を活用し、量の見込みを確保します。

幼稚園型預かり保育については、十分な利用枠を確保できる体制が整っており、今後も利用者の多様なニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

<市内全域・幼稚園型> 年間延べ利用者数

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	48,029	45,123	44,960	44,235

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	43,039	41,875	40,742	39,640	38,568
②確保方策	43,039	41,875	40,742	39,640	38,568
差(②-①)	0	0	0	0	0

＜市内全域・幼稚園型を除く＞

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	6,614	5,678	5,312	5,178

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	4,945	4,723	4,511	4,308	4,114
②確保方策	4,945	4,723	4,511	4,308	4,114
差(②-①)	0	0	0	0	0

2104 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童（病児）や回復期の児童（病後児）を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（1.073）を、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

現状の提供量で、将来必要となる量の見込みは確保できます。
ニーズは今後も増えていくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

＜市内全域＞ 年間延べ利用者数

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	266	216	274	294

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	304	315	326	338	350
②確保方策	332	353	373	400	425
差(②-①)	28	38	47	62	75

2105 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

第1期の計画期間における本市の利用実績の利用実績の増減が大きいため、平成29年度及び30年度の実績値を、量の見込みとして算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

現在1施設と委託契約を締結しています。現在の体制で量の見込みを確保できますが、計画期間中の利用実績を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、本市では、夜間養護等を行う子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施はしていませんが、計画期間中のニーズの変化があった場合は、必要に応じて実施について検討を行います。

＜市内全域＞ 年間延べ利用者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	12	4	8	8

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
差（②-①）	0	0	0	0	0

2106 ファミリー・サポート事業“ほっとホット”（佐久市社会福祉協議会）

地域住民の支え合い助け合いによって、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方を会員とした住民相互援助活動を支援する事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

近年の利用状況を見ると、年度ごとに増減の幅が大きいため、平成27年度～平成30年度の実績値の平均値を量の見込みとして算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

平成30年度末の育児支援会員数は77人となっています。今後も支援会員の育成・確保促進を支援し、量の見込みを確保します。

＜市内全域＞ 年間延べ利用者数

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	143	90	108	92

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110
差(②-①)	0	0	0	0	0

2205 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して児童の健全育成を図る事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

近年の利用状況を見ると、年度ごとに増減の幅が大きいため、令和2年度は平成30年度の実績値に、以降は前年の推計値に平成30年度／平成29年度の伸び率を乗じて、学年全体の量の見込みを算定しました。

また、第2期においては、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、学年別に見込み量を算定しています。

学年別の見込み量の算定にあたっては、全体の見込み量に対して、第1期計画期間における各学年の構成比の平均を乗じて算出しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

本市は全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

放課後児童クラブは2団体が実施しており児童クラブ数に変化はありませんが、登録児童数が増えている状況にあります。

量の見込みに対して、両児童クラブの受け入れ可能者数によると現状の体制で対応可能と想定しています。

今後は、児童数が増加傾向にある佐久平浅間小学校区内での事業者の動向に注視し、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

また、放課後子ども総合プランの推進等、総合的な放課後児童対策のあり方について検討します。

＜市内全域＞ 登録者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	39	45	43	51

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	55	57	59	61	63
1年生	13	14	14	14	14
2年生	13	13	14	14	15
3年生	9	9	10	10	10
4年生	8	9	9	9	10
5年生	6	6	6	7	7
6年生	6	6	6	7	7
②確保方策	65	65	65	65	65
差（②-①）	10	8	6	4	2

2307 利用者支援事業・基本型（子育てなんでも相談室）（子育て支援課）

3107 利用者支援事業・母子保健型（母と子のすこやか相談室）（健康づくり推進課）

子ども及びその保護者が暮らす地域子育て支援拠点等の身近な場所、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

＜量の見込みと確保方策にあたっての考え方＞

基本型である「子育てなんでも相談室」では、相談しやすく、子育て親子が集まりやすい「サングリモ中込つどいの広場」の1箇所専門の相談員を配置し、個別ニーズに応じた具体的な情報提供や相談支援、必要なサービスなどを円滑に受けることができるよう、利用者に寄り添う支援を行っています。また、毎週土・日（年末年始を除く）も開設しています。

母子保健型の「母と子のすこやか相談室」は、保健センター及び臼田、浅科、望月の各支所に設置し、保健師等の専門職を配置して市役所の開庁日と合わせ月曜日から金曜日に開設しています。

引き続き、保護者のニーズに応えることができるワンストップ相談体制を整えていきます。

＜市内全域＞ 設置個所数

(単位：か所)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	5	5	5	5

(単位：か所)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	4	4	4	4	4
差(②-①)	0	0	0	0	0

2501 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

平成28年度／平成27年度の伸び率を除いた第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均(1.040)を、平成30年度の実績値に乗じて推計値を算出し、平成30年度の人口に対する利用実績の割合を推計値に乗じて補正の上、量の見込みを算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

5箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施する現在の体制で量の見込みを確保できますが、計画期間中の利用実績を踏まえ、必要に応じて実施場所の検討など見直しを行います。

＜市内全域＞ 子どもの月間延べ利用者数

(単位：人)	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	1,416	2,066	2,147	2,234

(単位：人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	2,300	2,300	2,400	2,500	2,600
②確保方策	2,300	2,300	2,400	2,500	2,600
差(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 子どもと子育て家庭の健康づくり（地域子ども・子育て支援事業）

3101 妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査は、母子保健法に基づき、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康増進、妊婦の生活改善を目的として行われます。その標準実施全14回の受診費用を公費により助成し、経済的負担を図る事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

母子健康手帳の発行数と計画期間内における0歳児人口の推計値からを量の見込みとして算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

医師会との委託契約により現状の実施体制を維持し、量の見込みを確保します。

<市内全域> 年間対象者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	846	818	825	794

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	785	773	766	755	744
②確保方策	785	773	766	755	744
差（②-①）	0	0	0	0	0

3109 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

平成27年度の実績値を除いた第1期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均（0.994）を、平成30年度の実績値に乗じて量の見込みを算定しました。
産後ケア事業により支援を行う対象者は除きます。（事業開始平成31年度）

<確保方策の設定にあたっての考え方>

養育支援訪問事業については、保健師等による養育に関する相談、指導、助言により、すべての要支援者への支援体制を確保します。

＜市内全域＞ 年間対象者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	120	86	86	85

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
差（②-①）	0	0	0	0	0

3110 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月以内のお子さんのいるご家庭全世帯に対し保健師・助産師が訪問指導を実施し、産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を併せて実施することで子育ての孤立化を防ぐ事業です。

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

すべての乳児のいる家庭に訪問を実施するため、計画期間内における0歳児人口の推計値を量の見込みとして算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

市保健師等の訪問により現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

＜市内全域＞ 延訪問者数

（単位：人）	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
①実績値	765	753	764	726

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	710	700	690	680	670
②確保方策	710	700	690	680	670
差（②-①）	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

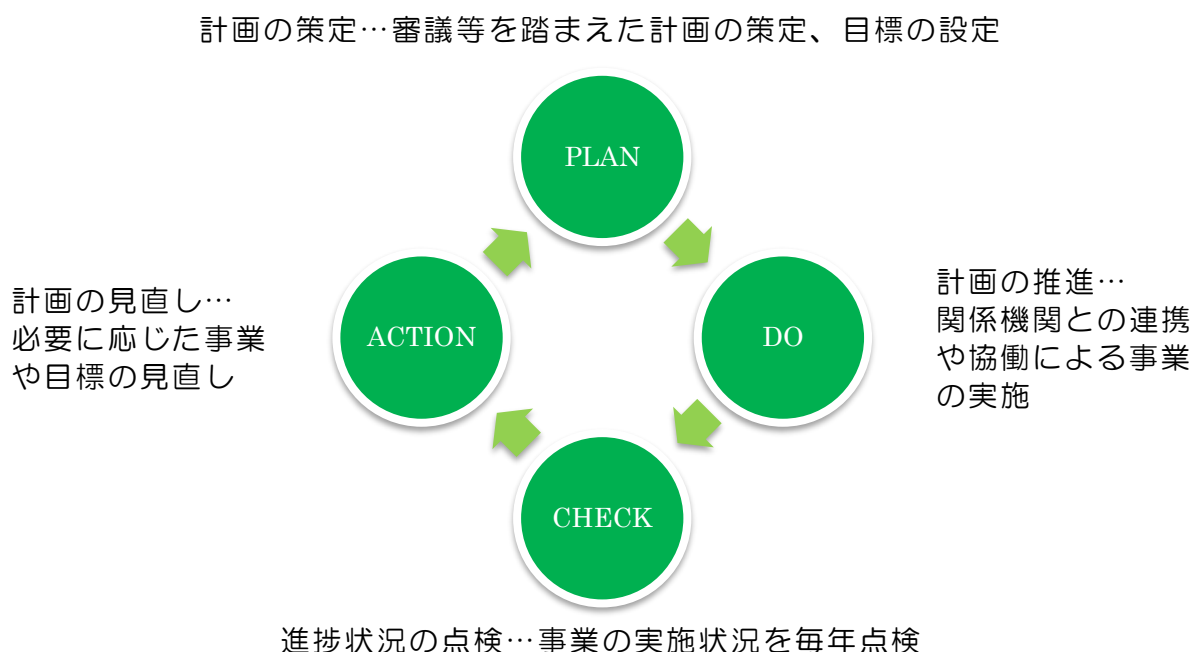
1 計画の進捗管理

本計画は、「佐久市保健福祉審議会」「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会」及び「佐久市子ども・子育て支援専門委員会」において、PDCAサイクルに基づき実施事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果をホームページ等で公表します。

また、見直しが必要と考えられる場合などには計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

本計画は、地域の福祉関係団体等の代表者などで組織する「佐久市保健福祉審議会」並びに「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会」及び「佐久市子ども・子育て支援専門委員会」において、PDCAサイクルに基づき実施事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果をホームページ等で公表します。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の必要量と大きく乖離し見直しが必要と考えられる場合、また、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正がなされた場合には計画の見直しを行います。この場合、見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間である令和6年度までとします。



2 計画の推進体制

(1) 市内の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっています。

このため、計画に定める施策の推進には、市内関係部局の連携・協力により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等のさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

(2) 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

(3) 地域社会全体の協働による推進

子どもと子育てを社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、計画を推進する必要があります。

そのため、計画の実施にあたっては、家庭、地域、企業、行政などが、それぞれの役割において協働することが、何よりも大切です。

また、これまで地方公共団体等が主体となって担ってきた公共サービスや地域づくりなどについて、行政と市民、市民活動団体、企業等との協働による「新たな公」の考え方に基づく取り組みが、人的、財政的等あらゆる要因から必要となります。

このため、市では、協働の事業実施やまちづくりに市民がより参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

1 佐久市保健福祉審議会委員

(敬称略)

	氏名	役職名等
会 長	堀内 ふき	佐久大学学長
副会長	山田 啓顕	長野県弁護士会佐久在住会
委 員	和田 裕一	佐久福寿園施設長
	岡田 稔	佐久医師会会長
	堤 雅史	佐久医師会副会長
	高見澤 一伸	佐久歯科医師会会長
	木次 大介	佐久歯科医師会会計理事
	大森 健	佐久薬剤師会会長
	土屋 哲章	佐久市学事職員会泉小学校長
	丸山 和之	佐久市区長会会長
	山岸 秋夫	佐久福祉事務所長佐久保健所次長
	我山 公広	佐久児童相談所所長
	小林 光男	佐久市社会福祉協議会会長
	小平 實	佐久市民生児童委員協議会会長
	加藤 剛一	佐久市民生児童委員協議会副会長
	関本 美津子	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長
	木継 しちの	佐久市保健補導員会会長
	春日 利夫	佐久人権擁護委員協議会会長
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会長
	廣田 典昭	緑の牧場学園施設長
	杉田 義夫	NPO 法人ウィズハートさく理事長
	井出 裕子	佐久市保育協会会長
	小林 クミ子	私立幼稚園園長会代表
	丸山 景子	長野県栄養士会佐久支部支部長
	井出 進	佐久市老人クラブ連合会会長

2 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会委員

(敬称略)

	氏名	役職名等
会 長	両澤 正子	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会副部会長
副会長	市川 邦一	佐久市区長会副会長
委 員	池田 喜忠	佐久市子ども特別対策推進員
	土屋 哲章	佐久市学事職員会泉小学校長
	我山 公広	佐久児童相談所所長
	春日 利夫	佐久人権擁護委員協議会会長
	井出 裕子	佐久市保育協会会長
	小林 クミ子	私立幼稚園園長会代表
	鈴木 さゆり	長野県栄養士会佐久支部 支部地域事業部長
	森角 和士	佐久市 PTA 連合会会長
	土谷 豊	佐久市 PTA 連合会副会長
	井出 幸義	佐久市保育園保護者会連合会会長
	濱 さやこ	佐久市幼稚園保護者代表

※児童福祉部会委員は子ども・子育て専門委員を兼務しています。

3 第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

(1) 佐久市保健福祉審議会

平成30年8月9日	策定方針、スケジュールの審議	ニーズ調査について
平成30年9月14日	諮問	
令和2年3月16日	計画案・答申案の審議（書面承認）	
令和2年3月18日	答申	

(2) 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会並びに佐久市子ども・子育て専門委員会

平成30年8月9日	策定方針、スケジュールの審議、ニーズ調査について
平成30年12月13日	ニーズ調査 調査票の審議
令和元年11月12日	骨子案の審議
令和2年2月20日	素案の審議

(3) 佐久市議会

令和元年12月11日	骨子案の説明
------------	--------

(4) 庁内会議

令和元年10月9日	企画調整幹事会	骨子案の協議
令和元年10月21日	企画調整幹事会	骨子案の協議
令和2年2月5日	企画調整幹事会	素案の協議
令和2年2月17日	企画調整幹事会	素案の協議
令和2年3月23日	部長会議	計画案の協議

(5) ニーズ調査・パブリックコメント

平成31年1月7日～1月21日	ニーズ調査	未就学児・就学児童対象
令和元年12月13日～12月20日	パブリックコメント	骨子案への意見募集
令和2年3月2日～3月9日	パブリックコメント	素案への意見募集

4 諮問・答申

(1) 諮問

30佐子第220号
平成30年9月14日

佐久市保健福祉審議会
会 長 堀 内 ふ き 様

佐久市長 柳田 清二

佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

本市は、子ども・子育て支援法（第61条第1項）に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年を一期とする佐久市子ども・子育て支援事業計画を定め、「教育・保育施設等の計画的整備」、「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育て支援の充実」に向け各種施策を展開しております。

第一期支援事業計画は、平成31年度をもって終了となりますことから、新たな市民ニーズや現在の社会情勢などに即した平成32年度を始期とする、第二期「佐久市子ども・子育て支援事業計画」の策定が必要となります。

つきましては、「佐久市子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、地域の実情に即した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保のため、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和2年3月18日

佐久市長 柳 田 清 二 様

佐久市保健福祉審議会
会 長 堀 内 ふ き

第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

平成30年9月14日付け30佐子第220号で諮問のありました「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」について、別紙のとおり答申いたします。

全国的な少子化の進行により児童数が減少する一方、共働きや就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴い低年齢児保育の増加や、多様な保育ニーズへの対応が求められており、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。

答申にあたり、佐久市においては、引き続き子育て支援を重要施策として位置づけ、明確な将来展望のもと、限られた財源や地域特性、社会情勢を見据えながら、より良い児童福祉行政実現のために、多様な視点に立った積極的な施策展開を図られるよう希望します。

なお、詳細につきましては、市当局において検討のうえ、計画を策定してください。

